令和３年第１回

市議会定例会資料

目　　次

議案第　１　号関係 ---------- 1

議案第　２　号関係 ---------- 2

議案第　３　号関係 ---------- 3

議案第　４　号関係 ---------- １４

議案第　５　号関係 ---------- １５

議案第　６　号関係 ---------- １６

議案第１６号関係 ---------- １７

議案第１７号関係 ---------- ２３

議案第１８号関係 ---------- ２７

議案第１９号関係 ---------- ３４

議案第２０号関係 ---------- ４４

議案第２１号関係 ---------- １００

議案第２２号関係 ---------- １０９

議案第２３号関係 ---------- １１２

議案第２４号関係 ---------- １２５

議案第２５号関係 ---------- １３８

議案第２６号関係 ---------- １４８

議案第２７号関係 ---------- １５１

議案第２８号関係 ---------- １６６

議案第２９号関係 ---------- １７７

議案第３０号関係 ---------- １８６

議案第３１号関係 ---------- ２０１

議案第３２号関係 ---------- ２０２

議案第５４号関係 ---------- ２０３

報告第　１　号関係 ---------- ２０５

報告第　２　号関係 ---------- ２０６

報告第　３　号関係 ---------- ２０７

議案第１号

令和３年第１回定例会補正予算（専決処分）の主な事業の概要

一般会計（令和2年度　補正第20号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
1	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）予防費	261,946	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			261,946				
	新型コロナウイルスワクチン接種事業費 （健康増進課） （繰越明許費）		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、国の指示に基づき、県の協力を得て実施する同感染症に係るワクチン接種の実施に必要な体制を確保することに伴い、通信運搬費、委託料を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月5日）**				
2	（款）商工費（項）商工費 （目）商工振興費	216,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							216,000
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 （産業振興課） （繰越明許費）		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、神奈川県の営業時間短縮の要請を受け、営業時間を短縮（休業を含む。）し、県協力金（第５弾）を受領した市内事業者に対して協力金（第２弾）を交付するため、報償費を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月5日）**				

議案第２号

令和３年第１回定例会補正予算（専決処分）の主な事業の概要

一般会計（令和2年度　補正第21号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款 項 目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）予防費	1,129,631	1,129,631				
	新型コロナウイルスワクチン接種事業費 （健康増進課） （繰越明許費）		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、国の指示に基づき、県の協力を得て実施する同感染症に係るワクチン接種の実施に伴い、接種費用に係る委託料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）				

議案第３号

令和３年第１回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和2年度　補正第22号）

（　歳　出　）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
1	（款）総務費（項）総務管理費 （目）財政管理費 ふるさと基金積立金 （財政課）	16,221	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						11,605	4,616
			寄附金及び運用益を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）				
2	（款）総務費（項）総務管理費 （目）財産管理費 財政調整基金積立金 （用地管財課）	25	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						25	
			運用益を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）				
3	（款）総務費（項）総務管理費 （目）財産管理費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （用地管財課） （繰越明許費）	949	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							949
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、市役所本庁舎・分庁舎における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）				
4	（款）総務費（項）総務管理費 （目）企画費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （情報推進課） （繰越明許費）	612	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							612
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、オンラインによる非対面・非来庁型の会議等への更なる対応及び庁内用のウェブ会議環境を整備することに伴い、消耗品費、委託料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）				
5	（款）総務費（項）総務管理費 （目）支所及び出張所費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （市民課） （繰越明許費）	60	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							60
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、出張所における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）				
6	（款）総務費（項）総務管理費 （目）支所及び出張所費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （小出支所） （繰越明許費）	45	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							45
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、小出支所における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）				
7	（款）総務費（項）総務管理費 （目）文化行政費 文化振興基金積立金 （文化生涯学習課）	4	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 13	17
			寄附金及び運用益を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）				

令和３年第１回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和2年度　補正第22号）
（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
8	（款）総務費（項）総務管理費 （目）文化行政費 姉妹都市交流基金積立金 （秘書広報課）	62	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						52	10
			寄附金及び運用益を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
9	（款）総務費（項）総務管理費 （目）文化行政費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （文化生涯学習課） （繰越明許費）	52	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							52
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、市民ギャラリー、ハマミーナまなびプラザ、開高健記念館及び茅ヶ崎ゆかりの人物館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
10	（款）総務費（項）総務管理費 （目）男女共同参画推進費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （男女共同参画課） （繰越明許費）	101	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							101
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、男女共同参画推進センターいこりあにおける感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
11	（款）総務費 （項）戸籍住民基本台帳費 （目）戸籍住民基本台帳費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （市民課） （繰越明許費）	135	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							135
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、市民窓口センター等における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
12	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）社会福祉総務費 社会福祉基金補助金 （福祉政策課）	179	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						179	
			寄附金を社会福祉協議会が管理する社会福祉基金に積み立てるため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
13	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）社会福祉総務費 国民健康保険事業保険基盤安定繰出金 （保険年金課）	59,659	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			14,811	29,932			14,916
			低所得者に対して行う国民健康保険料の軽減相当額について、当初の見込みより増額となったことに伴い、繰出金を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
14	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）社会福祉総務費 介護保険事業特別会計繰出金 （高齢福祉介護課）	9,175	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							9,175
			介護保険事業特別会計における高額介護サービス費の増額に伴い、繰出金を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				

令和３年第１回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和2年度　補正第22号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
15	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）社会福祉総務費 公的介護施設等整備推進事業補助金 （高齢福祉介護課）	9,716	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						9,716	
			市内の介護事業所が公的介護施設等整備推進事業補助金を受けて過去に整備した施設等について、事業廃止により同補助金を市へ返還することに伴い、同補助金の財源として歳入した地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等を県へ返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
16	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）障害者福祉費 障害者福祉管理経費 （障害福祉課）	16,128	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							16,128
			かながわ自立支援給付費等支払システムの再構築に対する仕様の見直し等の経費を負担するとともに、令和元年度の精算に伴う障害児入所給付費等国庫負担金、障害者医療費国庫負担金等の過配分を返還するため、負担金補助及び交付金、償還金利子及び割引料を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
17	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）障害者福祉費 介護給付費 （障害福祉課）	30,591	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			12,275	9,156			9,160
			生活介護の平均単価、居宅介護の利用件数及び平均単価の増加等に伴い、扶助費を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
18	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）社会福祉施設費 福祉会館解体事業費 （福祉政策課）	202	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							202
			福祉会館解体工事の影響により生じた近隣住家の損傷に対する補償額の確定に伴い、補償補填及び賠償金を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
19	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）児童福祉総務費 児童福祉総務管理経費 （子育て支援課）	4,137	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							4,137
			令和元年度の精算に伴う子ども・子育て支援交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
20	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）児童福祉総務費 民間保育所運営補助事業費 （保育課）	7,531	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							7,531
			令和元年度の精算に伴う子ども・子育て支援交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
21	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）児童福祉総務費 施設等利用費 （子育て支援課）	27,555	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							27,555
			令和元年度の精算に伴う子育てのための施設等利用給付交付金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				

令和３年第１回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和2年度　補正第22号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
22	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）児童福祉総務費 子ども未来応援基金積立金 （子育て支援課）	9,692	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						9,207	485
			寄附金及び運用益を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
23	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）児童福祉総務費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （こども育成相談課） （繰越明許費）	100	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							100
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、家庭児童相談室及びこどもセンターにおける感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
24	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）児童保育費 民間保育所等運営事業費 （保育課）	37,457	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			127,183	45,463			△ 135,189
			令和元年度の清算に伴う子どものための教育・保育給付交付金等の追加交付に伴い国庫及び県支出金を増額するとともに、国が定める公定価格における栄養管理加算の支払い方法の変更やチーム保育推進加算の算定に係る勤続年数の緩和等による増額に伴い、委託料を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
25	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）児童保育費 施設等利用費 （保育課）	11,045	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							11,045
			令和元年度の清算に伴う子育てのための施設等利用給付交付金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
26	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）児童保育費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （保育課） （繰越明許費）	26,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			13,000				13,000
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、保育所等における感染防止用品の購入に要する経費や、消毒作業等を行った際の超過勤務手当などのかかり増し経費に対する補助を行うため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
27	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）児童保育費 未婚の児童扶養手当受給者臨時・特別給付金返還金 （子育て支援課）	1,190	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							1,190
			令和元年度の精算に伴う母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費分）の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
28	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）児童保育費 未婚の児童扶養手当受給者臨時・特別給付金給付事務費返還金 （子育て支援課）	48	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							48
			令和元年度の精算に伴う母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分）の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				

令和３年第１回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和2年度　補正第22号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
29	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）児童福祉施設費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （保育課） （繰越明許費）	3,500	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			1,750				1,750
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、公立保育園において感染防止用品を購入するため、消耗品費、委託料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）				
30	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）地域児童福祉費 放課後児童健全育成事業費 （保育課）	9,703	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							9,703
			令和元年度の精算に伴う子ども・子育て支援交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）				
31	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）地域児童福祉費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （子育て支援課） （繰越明許費）	100	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							100
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、子育て支援センター及びファミリーサポートセンターにおける感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）				
32	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）地域児童福祉費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （保育課） （繰越明許費）	13,600	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			4,533	4,533			4,534
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、児童クラブにおける感染防止用品等の購入に要する経費や、消毒作業等を行った際の超過勤務手当などのかかり増し経費のため、委託料、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）				
33	（款）民生費（項）生活保護費 （目）生活保護総務費 生活保護総務管理経費 （生活支援課）	74,528	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							74,528
			令和元年度の精算に伴う生活保護費国庫負担金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）				
34	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）保健衛生総務費 職員給与費 （職員課）	1,920	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							1,920
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、集団検査の実施や患者等の搬送など、感染症業務手当の支給対象業務の増加が見込まれることに伴い、特殊勤務手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）				
35	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）予防費 感染症対策事業費 （保健予防課）	8,100	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							8,100
			令和元年度の精算に伴う感染症予防事業費等国庫補助金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）				

令和３年第１回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和2年度　補正第22号）
（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
36	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）予防費 疾病対策事業費 （保健予防課）	68	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							68
			令和元年度の精算に伴う感染症予防事業費等国庫補助金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
37	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）予防費 難病対策事業費 （保健予防課）	36	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							36
			令和元年度の精算に伴う感染症予防事業費等国庫補助金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
38	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）予防費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （保健予防課）	33,987	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			16,993				16,994
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うＰＣＲ検査の実施件数の増加に伴い、委託料を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
39	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）母子衛生費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （健康増進課） （繰越明許費）	2,462	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			1,003				1,459
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、感染防止用品等の購入のほか、同感染症への強い不安を抱える妊婦等への分娩前ウイルス検査及び乳幼児健康診査の個別健診を実施するため、消耗品費、委託料、負担金補助及び交付金を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
40	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）環境衛生費 太陽光発電設備普及啓発基金積立金 （環境政策課）	372	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						119	253
			売電収入、寄附金及びマッチングギフト、並びに運用益を基金へ積立てるため、積立金を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
41	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）環境衛生費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （小出支所） （繰越明許費）	50	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						10	40
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、斎場における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
42	（款）衛生費（項）清掃費 （目）清掃総務費 ごみ減量化・資源化基金積立金 （資源循環課）	10,344	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						10,294	50
			有価物売却代金、寄附金及び運用益を基金へ積立てるため、積立金を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				

令和３年第１回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和2年度　補正第22号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
43	（款）労働費（項）労働諸費 （目）労働諸費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （雇用労働課） （繰越明許費）	12	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							12
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、合同企業説明会等における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
44	（款）農林水産業費（項）農業費 （目）畜産業費 畜産経営環境保全対策事業費 （農業水産課） （繰越明許費）	5,134	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							5,134
			市内養豚農家が使用する家畜糞尿処理施設（密閉式縦型発酵処理施設（縦型コンポスト））が稼働不能となったため、その更新に要する経費の一部を補助することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
45	（款）土木費（項）道路橋りょう費 （目）道路維持費 道路舗装修繕事業費 （道路管理課） （繰越明許費）	333,805	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			164,312		164,300		5,193
			国の補正予算に伴い、市道の舗装修繕及び歩道の段差解消工事を行うため、委託料、工事請負費を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
46	（款）土木費（項）道路橋りょう費 （目）道路維持費 幹線道路舗装修繕事業費 （道路管理課） （繰越明許費）	1,870	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							1,870
			国から改良すべき踏切道の指定を受けた松尾踏切の安全対策として、東日本旅客鉄道株式会社が行う同踏切内のカラー舗装工事に対し、負担金を支払うことに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
47	（款）土木費（項）道路橋りょう費 （目）橋りょう維持費 橋りょう等長寿命化推進事業費 （道路管理課） （繰越明許費）	6,567	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			2,889				3,678
			国の補正予算に伴い、北茅ヶ崎橋の修繕計画を策定するため、委託料を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
48	（款）土木費（項）都市計画費 （目）都市計画総務費 公共下水道事業会計負担金 （下水道河川総務課）	12,272	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							12,272
			国の補正予算に伴い、公共下水道事業会計において中島ポンプ場の耐震診断を実施するため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
49	（款）土木費（項）都市計画費 （目）都市計画総務費 公共下水道事業会計出資金 （下水道河川総務課）	9,217	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							9,217
			国の補正予算に伴い、公共下水道事業会計において萩園桶管流向計等設置工事及び管路施設長寿命化計画の点検調査を実施するため、投資及び出資金を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				

令和３年第１回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和2年度　補正第22号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
50	（款）土木費（項）都市計画費 （目）都市計画総務費 香川駅周辺整備事業費 （拠点整備課）	6,442	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			3,300		2,900		242
			国の補正予算に伴い、市道７１１５号線歩道整備事業について、公共用地先行取得事業特別会計を利用して買収した整備用地の買戻しを行うため、公有財産購入費を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
51	（款）土木費（項）都市計画費 （目）都市計画総務費 コミュニティバス運行事業費 （都市政策課）	32,639	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							32,639
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるコミュニティバスの乗車人数の減少により、運行経費の市負担額が増加することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
52	（款）土木費（項）都市計画費 （目）街路事業費 東海岸寒川線街路事業費 （道路建設課） （繰越明許費）	3,651	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							3,651
			東海岸寒川線の歩道未整備区間の用地買収に伴い、用地測量、不動産鑑定評価、補償算定に係る委託料を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
53	（款）土木費（項）都市計画費 （目）緑化推進費 緑のまちづくり基金積立金 （景観みどり課）	249	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						125	124
			寄附金及び運用益を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
54	（款）土木費（項）都市計画費 （目）緑化推進費 森林環境譲与税基金積立金 （景観みどり課）	3,418	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							3,418
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や市税等の減収対策として、森林環境譲与税を財源とする事業を中止したこと等により、積立を行う額が増加したことに伴い、積立金を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
55	（款）土木費（項）住宅費 （目）住宅管理費 （仮称）小和田地区市営住宅整備事業費 （建築課） （繰越明許費）	4,411	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							4,411
			（仮称）小和田地区市営住宅外複合施設整備工事の影響により生じた近隣住家の損傷に対する補償額の算定等のため、委託料を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
56	（款）消防費（項）消防費 （目）常備消防費 職員給与費 （職員課）	9,600	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							9,600
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、患者の搬送や使用車両等の消毒など、感染症業務手当の支給対象業務の増加が見込まれることに伴い、特殊勤務手当を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				

令和３年第１回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和2年度　補正第22号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
57	（款）消防費（項）消防費 （目）常備消防費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （消防総務課） （繰越明許費）	246	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							246
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、消防署及び消防出張所における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
58	（款）教育費（項）教育総務費 （目）事務局費 教育事務委託負担金 （学務課） （繰越明許費）	31,648	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					22,800		8,848
			藤沢市への教育事務委託負担金について、学校管理費及び事務局費等の不足のほか、国の補正予算に伴い藤沢市が実施する滝の沢小学校トイレ改修工事等により不足が生じたため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
59	（款）教育費（項）教育総務費 （目）事務局費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （教育センター） （繰越明許費）	20	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							20
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、教育センター及びあすなろ教室における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
60	（款）教育費（項）小学校費 （目）学校管理費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （教育総務課） （繰越明許費）	27,812	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			13,906				13,906
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、小学校の教育活動継続に伴う感染症対策や児童の学習を保障するために必要な物品等を整備するため、消耗品費を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
61	（款）教育費（項）小学校費 （目）学校管理費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （学務課） （繰越明許費）	188	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			94				94
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、小学校の健康診断及び児童の健康管理に必要な感染防止用品を整備するため、消耗品費を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
62	（款）教育費（項）小学校費 （目）教育振興費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （学校教育指導課）	1,352	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							1,352
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、小学校６年生の修学旅行を中止したことに伴い、補償補填及び賠償金を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
63	（款）教育費（項）中学校費 （目）学校管理費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （教育総務課） （繰越明許費）	16,671	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			8,336				8,335
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、中学校の教育活動継続に伴う感染症対策や生徒の学習を保障するために必要な物品等を整備するため、消耗品費を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				

令和３年第１回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和2年度　補正第22号）
（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款 項 目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
64	（款）教育費（項）中学校費 （目）学校管理費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （学務課） （繰越明許費）	129	64				65
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、中学校の健康診断及び生徒の健康管理に必要な感染防止用品を整備するため、消耗品費を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
65	（款）教育費（項）中学校費 （目）教育振興費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （学校教育指導課）	8,856	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							8,856
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、中学校３年生の修学旅行を中止したことに伴い、補償補填及び賠償金を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
66	（款）教育費（項）社会教育費 （目）文化財保護費 （仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業費 （社会教育課） （債務負担行為）	△ 25,259	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							△ 25,259
			買収した整備用地に発見された地中障害物の処理等に伴う損害賠償請求の訴えを提起するため、手数料を増額するとともに、（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館建設工事の工期延長による展示収蔵製作業務委託の工期の見直し及び完了後出来高払いへの変更に伴い、委託料を減額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
67	（款）教育費（項）社会教育費 （目）公民館費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （小和田公民館） （繰越明許費）	90	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							90
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、小和田公民館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
68	（款）教育費（項）社会教育費 （目）公民館費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （鶴嶺公民館） （繰越明許費）	99	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							99
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、鶴嶺公民館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
69	（款）教育費（項）社会教育費 （目）公民館費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （松林公民館） （繰越明許費）	50	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							50
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、松林公民館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
70	（款）教育費（項）社会教育費 （目）公民館費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （南湖公民館） （繰越明許費）	50	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							50
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、南湖公民館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				

令和３年第１回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和2年度　補正第22号）
（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
71	（款）教育費（項）社会教育費 （目）公民館費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （香川公民館） （繰越明許費）	42					42
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、香川公民館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
72	（款）教育費（項）社会教育費 （目）青少年対策費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （青少年課） （繰越明許費）	68					68
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、事業実施に必要な感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
73	（款）教育費（項）社会教育費 （目）青少年施設費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （青少年会館） （繰越明許費）	99					99
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、青少年会館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
74	（款）教育費（項）社会教育費 （目）青少年施設費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （体験学習センター） （繰越明許費）	259					259
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、体験学習センターにおける感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
75	（款）教育費（項）社会教育費 （目）図書館費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （図書館） （繰越明許費）	594					594
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、図書館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				

議案第４号

令和３年第１回定例会補正予算の主な事業の概要

国民健康保険事業特別会計（令和2年度　補正第7号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

<table>
<tr><th rowspan="2">項番</th><th>（ 款 項 目 ）
事 業 名
（ 主 管 課 ）</th><th rowspan="2">補 正 額</th><th colspan="5">説 明</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1

病院事業会計負担金

（保険年金課）</td><td rowspan="3">（款）保健事業費（項）保健事業費
（目）病院事業費</td><td rowspan="3">3,050</td><td>国庫支出金</td><td>県支出金</td><td>地方債</td><td>その他</td><td>一般財源</td></tr>
<tr><td></td><td>3,050</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">病院事業会計において実施している直営診療設備整備及び療養環境改善事業に要する経費に対する県支出金の増額に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。

*決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2

国民健康保険運営基金積立金

（保険年金課）</td><td rowspan="3">（款）国民健康保険運営基金
（項）国民健康保険運営基金
（目）国民健康保険運営基金</td><td rowspan="3">1</td><td>国庫支出金</td><td>県支出金</td><td>地方債</td><td>その他</td><td>一般財源</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">運用益を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。

*決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）</td></tr>
</table>

議案第５号

令和３年第１回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計（令和2年度　補正第7号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	（款）保険給付費（項）保険給付費 （目）高額介護サービス費 高額介護サービス費 （高齢福祉介護課）	73,397	16,220	9,174		28,992	19,011
			高額介護（予防）サービス費や高額医療合算介護（予防）サービス費について、支給件数の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				
2	（款）諸支出金 （項）償還金及び還付加算金 （目）被保険者保険料還付金及び還付加算金 被保険者保険料還付金及び還付加算金 （高齢福祉介護課）	1,603	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			1,538			65	
			新型コロナウイルス感染症の影響により収入減となった被保険者の介護保険料の減免について、令和元年度分の一部も対象となることによる還付額の増加に伴い、償還金利子及び割引料を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）**				

議案第６号

令和３年第１回定例会補正予算の主な事業の概要

公共用地先行取得事業特別会計（令和2年度　補正第2号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
1	（款）総務費（項）総務管理費 （目）一般管理費 一般会計繰出金 （用地管財課）	154	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						154	
			市道７１１５号線歩道整備事業用地について、一般会計での買換え面積の増加に伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）				
2	（款）公債費（項）公債費 （目）元金 市債償還金 （用地管財課）	6,287	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						6,287	
			市道７１１５号線歩道整備事業用地について、一般会計での買換え面積の増加に伴い、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）				
3	（款）公債費（項）公債費 （目）利子 市債利子 （用地管財課）	1	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						1	
			市道７１１５号線歩道整備事業用地について、一般会計での買換え面積の増加に伴い、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和3年1月26日）				

議案第１６号

茅ヶ崎市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について

１　提案の理由

公職選挙法の改正に鑑み茅ヶ崎市議会議員選挙及び茅ヶ崎市長選挙における選挙公報の掲載文を電磁的記録で作成することができることとすることに伴い、規定を整備するため提案する。

２　根拠法規

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１７２条の２

３　条例の概要

(1) 規定を整備することとした。（第３条関係）

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　　正　　後	改　　正　　前
（掲載文の申請） 第３条　候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文__を添えて、委員会の指定する期日までに、文書で委員会に申請しなければならない。	（掲載文の申請） 第３条　候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文2通を添えて、委員会の指定する期日までに、文書で委員会に申請しなければならない。

茅ヶ崎市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○公職選挙法

（掲載文の申請）

第１６８条　衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては、その掲載文及び写真。次条第１項において同じ。）を添付し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から２日間（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日）に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に、文書で申請しなければならない。

２　衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添付し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。

３　参議院（比例代表選出）議員の選挙において参議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添付し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から２日間に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。この場合において、当該参議院名簿届出政党等は、当該掲載文の２分の１以上に相当する部分に、第８６条の３第１項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者以外の参議院名簿登載者については、各参議院名簿登載者の氏名及び経歴を記載し、又は記録し、並びに写真を貼り付け、又は記録し、同項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者については、その他の参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、各参議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位を記載し、又は記録すること等により、参議院名簿登載者の紹介に努めるものとする。

４　前３項の掲載文については、第１５０条の２の規定を準用する。

（任意制選挙公報の発行）

第１７２条の２　都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、第百六十七条から第百七十一条までの規定に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができる。

茅ヶ崎市選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する告示について

1　提案の理由

公職選挙法の改正に鑑み、茅ヶ崎市議会議員選挙及び茅ヶ崎市長選挙における選挙公報の掲載文を電磁的記録により作成することができることとするため提案する。

2　告示の概要

(1) 掲載文は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成することができることとした。（第３条関係）

(2) 選挙公報の印刷は、写真製版によるものに限らないこととした。（第７条関係）

(3) 規定を整備することとした。（第２条、第４条、第５条、第１号様式、第３号様式関係）

(4) この告示は、公表の日から施行することとした。

茅ヶ崎市選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
（掲載文の申請） 第２条　候補者は、条例第３条の規定による申請をしようとするときは、選挙公報掲載申請書（第１号様式）に掲載文＿＿＿

掲載申請書に添えて委員会に提出しなければならない。	掲載申請書に添えて委員会に提出しなければならない。この場合、写真の裏面に党派名、氏名及び撮影年月日を記載しなければならない。
3　前項の写真は、縦７センチメートル、横５センチメートルのものとし、その裏面に氏名、党派名及び撮影年月日を記載しなければならない。ただし、電磁的記録を提出する場合は、この限りでない。	
（掲載文の撤回又は修正） 第５条　候補者は、第２条の規定により提出した掲載文を撤回しようとするときはその旨を、掲載文を修正しようとするときは修正した掲載文を添えて、選挙公報掲載文撤回（修正）申請書（第３号様式）により委員会に申請しなければならない。	（掲載文の撤回又は修正） 第５条　候補者は、第２条の規定により提出した掲載文を撤回しようとするときはその旨を、掲載文を修正しようとするときは新たに記載し直した掲載文２通を添えて、選挙公報掲載撤回（修正）申請書（第３号様式）により委員会に申請しなければならない。
２　略	２　略
（選挙公報の体裁等） 第７条　略	（選挙公報の体裁等） 第７条　略
２　選挙公報は、無彩色で印刷するものとする。	２　選挙公報は、写真製版により黒色で印刷するものとする。
３　略	３　略
４　略	４　略
第１号様式（第２条関係）	第１号様式（第２条関係）
選挙公報掲載申請書 略 １　掲載文　　別添のとおり ２　写　真　　別添のとおり 略	選挙公報掲載申請書 略 １　掲載文　２通別添のとおり ２　写　真　２枚別添のとおり 略
第３号様式（第５条関係）	第３号様式（第５条関係）
選挙公報掲載文撤回（修正）申請書 略 １　掲載文　　別添のとおり ２　写　真　　別添のとおり 略	選挙公報掲載文撤回（修正）申請書 略 １　掲載文　２通別添のとおり ２　写　真　２枚別添のとおり 略

議案第１７号

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

１　提案の理由

茅ヶ崎市学校運営協議会の設置に伴い、茅ヶ崎市学校運営協議会の委員の報酬の額を定めるため提案する。

２　根拠法規

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０３条の２第５項

３　条例の概要

(1) 茅ヶ崎市学校運営協議会の委員の報酬の額を定めることとした。（別表第１関係）

(2) この条例は、令和３年４月１日から施行することとした。

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>別表第１（第１条関係）
<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>教科用図書採択検討委員会委員</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>学校運営協議会委員</u></td><td><u>年額</u></td><td><u>６，０００円</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>備考　略</td><td>別表第１（第１条関係）
<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>教科用図書採択検討委員会委員</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="3"></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>備考　略</td></tr>
</table>

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第二百三条の二　普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

茅ヶ崎市学校運営協議会規則について

1　提案の理由

学校ごとに学校運営協議会を設置することにより、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域の住民、生徒又は児童の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、学校とこれらの者との連携及び協力の推進を図るため提案する。

2　根拠法規

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４７条の５

3　規則の概要

(1) 教育委員会は、学校ごとに協議会を設置するものとし、教育委員会が必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を設置するものとすることとした。（第2条関係）

(2) 協議会は、委員1･5人以内をもって組織すること等とした。（第3条関係）

(3) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと等とした。（第4条関係）

(4) 教育委員会は、心身の故障のため、職務の遂行に支障があると認められるとき等に委員を解任することができること等とした。（第5条関係）

(5) 協議会に会長及び副会長を置くこと等とした。（第6条関係）

(6) 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となること等とした。（第7条関係）

(7) 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができることとした。（第8条関係）

(8) 協議会の会議は、公開すること等とした。（第9条関係）

(9) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４７条の５第４項に規定する教育委員会規則で定める事項は、教育目標に関する事項その他教育委員会が必要と認める事項とすることとした。（第１０条関係）

(10)　協議会は、毎年度に１回以上、対象学校の運営状況について評価を行うものとすることとした。（第１１条関係）

(11)　教育委員会は、委員に対して、必要な研修等を行うものとすることとした。（第１２条関係）

(12)　教育委員会は、協議会の運営状況について的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとすること等とした。（第１３条関係）

(13)　この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定めることとした。（第１４条関係）

(14)　この規則は、令和３年４月１日から施行することとした。

議案第１８号

茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例について

１　提案の理由

本案は、副救急医療部長の職を設置することに伴い、同職職務の職務の級の基準を定めるため提案する。

２　根拠法規

(1) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０４条第３項

(2) 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項

３　条例の概要

(1) 医療職給料表(1) の適用を受ける職員の等級別基準職務表に副救急医療部長の職務を加えることとした。(別表第３関係)

(2) この条例は、令和３年４月１日から施行することとした。

茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

別表第３（第６条関係）

１　略

２　略

３　医療職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	略
３級	１　主幹の職務 ２　病院の部、科又は室の長（診療部長及び中央診療部長を除く。）の職務 ３　副科部長又は副救急医療部長の職務 ４　高度の知識及び経験を必要とする医療業務を掌理する医長の職務
略	略

４　略

５　略

改正前

別表第３（第６条関係）

１　略

２　略

３　医療職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	略
３級	１　主幹の職務 ２　病院の部、科又は室の長（診療部長及び中央診療部長を除く。）の職務 ３　副科部長＿＿＿＿＿＿＿＿の職務 ４　高度の知識及び経験を必要とする医療業務を掌理する医長の職務
略	略

４　略

５　略

茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第二百四条　普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条　職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2　職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

3　職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

4　職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5　職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

茅ヶ崎市職の設置等に関する規則及び茅ヶ崎市職員管理職手当規則の一部を改正する規則について

1　提案の理由

救急医療部長の職務を代理する職務を担う職を設置することにより、茅ヶ崎市立病院における救急医療の確実な実施を図るとともに、同職にある者に対し管理職手当を支給するため提案する。

2　根拠法規

(1) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５条第１項

(2) 茅ヶ崎市職員給与条例（昭和２６年茅ヶ崎市条例第７４号）第１１条第２項

3　規則の概要

(1) 茅ヶ崎市職の設置等に関する規則関係

ア　茅ヶ崎市立病院に副救急医療部長を置き、医療職員をもって充てることとした。（別表第３関係）

イ　副救急医療部長の職務は、上司の命を受け、救急医療部長に事故があるとき又は救急医療部長が欠けたときは、その職務を代理し、救急医療部の所掌する医療業務を掌理し、所属職員を指揮監督することとした。（別表第６関係）

(2) 茅ヶ崎市職員管理職手当規則関係

管理職手当の支給の対象となる職務について、副救急医療部長の職を加えることとした。（別表第１関係）

(3) この規則は、令和３年４月１日から施行することとした。

茅ヶ崎市職の設置等に関する規則及び茅ヶ崎市職員管理職手当規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後

（茅ヶ崎市職の設置等に関する規則の一部改正）

別表第３（第５条関係）

機関	区分	職	職に充てる職員
市長の所管に属する病院	診療部及び中央診療部	略	略
		ＭＥ室長	医療職員又は医療技術職員
		副救急医療部長	医療職員
		略	略
	略	略	略

別表第６（第９条関係）

(1) 略

(2) 略

(3) 市長の所管に属する病院

区分	職	職務
略	略	略
診療部及び中央診療部	略	略
	ＭＥ室長	上司の命を受け、ＭＥ室の所掌する医療業務を掌理し、所属職員を指揮

改正前

別表第３（第５条関係）

機関	区分	職	職に充てる職員
市長の所管に属する病院	診療部及び中央診療部	略	略
		ＭＥ室長	医療職員又は医療技術職員
		略	略
	略	略	略

別表第６（第９条関係）

(1) 略

(2) 略

(3) 市長の所管に属する病院

区分	職	職務
略	略	略
診療部及び中央診療部	略	略
	ＭＥ室長	上司の命を受け、ＭＥ室の所掌する医療業務を掌理し、所属職員を指揮

		監督する。
	副救急医療部長	上司の命を受け、救急医療部長に事故があるとき又は救急医療部長が欠けたときは、その職務を代理し、救急医療部の所掌する医療業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	略	略
略	略	略

（4）略

（茅ヶ崎市職員管理職手当規則の一部改正）

別表第１（第２条関係）

組織	職	区分
略	略	略
市長の事務部局	略	略
	課長 室長 支所長 環境事業センター所長 患者支援センター所長 医療安全管理室長 医療情報管理室長 診療記録管理室長 救急医療部長 手術部長	５種

		監督する。
	略	略
略	略	略

（4）略

別表第１（第２条関係）

組織	職	区分
略	略	略
市長の事務部局	略	略
	課長 室長 支所長 環境事業センター所長 患者支援センター所長 医療安全管理室長 医療情報管理室長 診療記録管理室長 救急医療部長 手術部長	５種

	内視鏡室長 人工透析室長 ＭＥ室長 副救急医療部長 医長 技師長 科長 薬局長 副技師長 副科長 副薬局長 副看護部長	
	略	略
略	略	略

	内視鏡室長 人工透析室長 ＭＥ室長 医長 技師長 科長 薬局長 副技師長 副科長 副薬局長 副看護部長	
	略	略
略	略	略

議案第１９号

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例等の一部を改正する条例について

１　提案の理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

２　根拠法規

(1) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０４条第３項、第２４１条第１項及び第８項

(2) 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項

(3) 国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第５８条第２項、第７７条

３　条例の概要

(1) 茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例関係

所要の規定を整備することとした。（附則第４項関係）

(2) 茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例関係

所要の規定を整備することとした。（第２条関係）

(3) 茅ヶ崎市国民健康保険条例関係

所要の規定を整備することとした。（附則第２条関係）

(4) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改　　正　　後	改　　正　　前
（茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部改正） 附　則 （施行期日等） 1 ～　略 3 （新型コロナウイルス感染症に係る感染症業務手当の特例） 4　職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次項において同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、市長が定めるものに従事したときは、感染症業務手当を支給する。この場合において、第７条の規定は、適用しない。 5　略	附　則 （施行期日等） 1 ～　略 3 （新型コロナウイルス感染症に係る感染症業務手当の特例） 4　職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第１１号）第１条に規定する新型コロナウイルス感染症 をいう。次項において同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、市長が定めるものに従事したときは、感染症業務手当を支給する。この場合において、第７条の規定は、適用しない。 5　略
（茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部改正） （設置） 第２条　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。第７条において同じ。）の影響により事業活動又は日常生活に支障を生じた者に対し利子補給金及び補助金を交付する事業を行うため、茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金（以下「基金」という。）を設置する。	（設置） 第２条　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症 をいう。第７条において同じ。）の影響により事業活動又は日常生活に支障を生じた者に対し利子補給金及び補助金を交付する事業を行うため、茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金（以下「基金」という。）を設置する。
（茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部改正） 附　則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第２条　給与等（所得税法第２８条第１項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与等をいい、賞与（健康保険法第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベ	附　則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第２条　給与等（所得税法第２８条第１項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与等をいい、賞与（健康保険法第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフ

ータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。 ２　略 ３　略	ルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症 をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。 ２　略 ３　略

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例等の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第二百四条　普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（基金）

第二百四十一条　普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2　基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3　第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4　基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5　第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6　前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7　基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8　第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条　職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2　職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

3　職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

4　職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5　職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○国民健康保険法

第五十八条　市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところ

により、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2　市町村及び組合は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。

3　市町村及び組合は、第一項の保険給付及び前項の傷病手当金の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会又は支払基金に委託することができる。

（保険料の減免等）

第七十七条　市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和３年法律第５号）の規定による改正前のもの）

附　則

（新型コロナウイルス感染症に関する特例）

第一条の二　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第三項において同じ。）については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第四号。同項において「改正法」という。）の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用する。

2　前項の場合におけるこの法律の規定の適用については、第十四条中「とき」とあるのは、「とき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）にあっては、そのまん延のおそれが高いと認めるとき）」とする。

3　前項に定めるもののほか、第一項の場合において、改正法の施行前に作成された政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画及び業務計画（以下この項において「行動計画等」という。）に定められていた新型インフルエンザ等に関する事項は、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。

○新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和３年政令第２５号）の規定による廃止前のもの）

（新型コロナウイルス感染症の指定）

第一条　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条及び第三条（同条の表を除く。）において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第八項の指定感染症として定める。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中

新型インフルエンザ等感染症	一件につき　四、一〇〇円

を

新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザ	一件につき　四、一〇〇円
新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症	一件につき　四、二〇〇円

に改める。

別表第二の二病原体の有無に関する検査の項中

麻しん	一件につき　二、五〇〇円
新型コロナウイルス感染症	一件につき　四、五〇〇円

を

麻しん	一件につき　二、五〇〇円

に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十七第三項及び第百七十四条の四十九の十六第二項中「保健所を設置する市又は特別区」を「保健所設置市等」に、「市長又は区長」を「保健所設置市等の長」に改める。

別表第一新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の項及び新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）の項を削る。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第五条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「第四項」を「第六項」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第六条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第十五号中「第六項」を「第八項」に改める。

第二章　経過措置

（協力の要請等に関する経過措置）

第七条　新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「新感染症法」という。）第十六条の二第二項及び第三項の規定は、改正法の施行の日以後に同条第一項の規定による協力の求めが行われた場合（附則第三条の規定により新感染症法により実施されたものとみなされる場合を除く。）について適用する。

（新型インフルエンザ等感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表に関する経過措置）

第八条　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。附則第三条及び第五条において同じ。）に係る新感染症法第四十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めたときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第三項において同じ。）」と、同条第三項中「第一項の規定により情報を公表した感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感染症」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、改正法の施行の日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた措置に係る新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十七条（第四号から第六号までを除く。）若しくは第五十八条（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用、同令第三条において準用する同法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は同令第三条において準用する同法第六十三条の規定により徴収することができる実費については、なお従前の例による。

第三条　施行日前に新型コロナウイルス感染症に関し新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により実施された措置で、新感染症法中相当する規定があるものは、新感染症法により実施されたものとみなす。

（新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の廃止に伴う経過措置）

第四条　施行日前に行われた措置に係る新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条において準用する検疫法第三十二条の規定により徴収することができる実費又は同令第三条において準用する同法第三十三条の規定により支弁し、若しくは負担する費用については、なお従前の例による。

第五条　施行日前に新型コロナウイルス感染症に関し新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条において準用する検疫法の規定により実施された措置で、改正法第三条の規定による改正後の検疫法（以下この条において「新検疫法」という。）中相当する規定があるものは、新検疫法により実施されたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第六条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
厚生労働大臣　田村　憲久

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年二月三日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二十五号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行に伴い、並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十三条第一項、第二十六条及び第六十六条、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十六条第三項、第二十六条、第二十六条の二、第二十七条第一項及び第三十四条の六並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第六条）
第二章　経過措置（第七条・第八条）
附則

第一章　関係政令の整備

（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の廃止）

第一条　次に掲げる政令は、廃止する。

一　新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）

二　新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第二条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第十号中「新型インフルエンザ等感染症」の下に「（法第六条第七項第三号に掲げる新型コロナウイルス感染症及び同項第四号に掲げる再興型コロナウイルス感染症を除く。）」を加える。

第七条中「第二十六条の一」を「第二十六条第一項の」に改め、同条の表第二十条第一項の項、第二十一条の項、第二十二条第一項及び第二項の項及び第二十二条第三項の項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改め、同表第二十二条の二の項中「第十七条から」を「第十六条の三から」に、「第十七条、第十八条及び第二十六条」を「第十六条の三から第十八条まで及び第二十六条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十二条の三	第十九条又は第二十条	第二十六条第一項において読み替えて準用する第十九条又は第二十条

第十四条第二項中「第三号」を「第四号」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第十六条第二項中「又は宿泊施設」の下に「（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三第二項に規定する宿泊施設をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）」を加える。

第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（感染を防止するための報告又は協力）

第十六条の二　第十四条第一項第三号の規定による求めは、第二条第二号に掲げる感染症の患者については、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることにより行う。

2　第十四条第一項第三号の規定による求めは、第二条第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者については、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることにより行う。

3　第一項の規定により報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならず、前二項の規定により協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

4　第一項の規定による協力の求めに応じない患者に対する第十五条第一項の規定の適用については、同項中「委託して行う。」とあるのは「委託し、又は宿泊施設（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三第二項に規定する宿泊施設をいう。第二号において同じ。）の管理者の同意を得て当該宿泊施設内に収容して行う。」と、同項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「同じ。）」とあるのは「同じ。）又は宿泊施設」とする。

第三十二条第一項中「左に」を「次に」に、「政令の」を「政令で」に改め、同項第一号中「第十四条第一項第三号、第四号又は第六号」を「第十四条第一項第四号、第五号又は第七号」に改める。

第三十四条の二第三項中「第十四条第一項第一号から第六号まで」を「第十四条第一項第一号、第二号及び第四号から第七号まで」に改める。

第三十五条中「一に」を「いずれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改める。

第三十六条中「一に」を「いずれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号から第四号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「第十四条第一項第一号から第三号まで、第六号又は第七号」を「第十四条第一項第一号、第二号、第四号、第七号又は第八号」に、「者」を「とき。」に改め、同条第六号中「第十四条第一項第五号」を「第十四条第一項第六号」に、「者」を「とき。」に改め、同条第七号から第十一号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第三十七条中「一に」を「いずれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第三十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中新型インフルエンザ等対策特別措置法目次の改正規定（「第六章　雑則（第七十一条―第七十五条）」を「第五章の二　新型インフルエンザ等対策推進会議（第七十条の二―第七十条の十）」に改める部分に限る。）、同法第六条第五項の改正規定、同法第十八条第四項の改正規定及び同法第五章の次に一章を加える改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に新型インフルエンザ等対策特別措置法第六条第一項に規定する政府行動計画、同法第七条第一項に規定する都道府県行動計画、同法第八条第一項に規定する市町村行動計画及び同法第九条第一項に規定する業務計画（以下この項において「行動計画等」という。）に定められている第一条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「旧特措法」という。）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に関する事項（同条第三項の規定により行動計画等に定められているものとみなされた事項を含む。）は、第一条の規定による改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「新特措法」という。）第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。

2　旧特措法附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に係る同条第二項の規定により読み替えられた旧特措法第十四条の規定により行われた報告は、新特措法第十四条の規定により行われた報告とみなす。

3　この法律の施行の際現に設置されている旧特措法第十五条第一項に規定する政府対策本部は、新特措法第十五条第一項の規定により設置されているものとみなす。

4　この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）前に旧特措法第三十二条第一項の規定によりされた同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言（当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言について、施行日前に同条第三項の規定により同条第一項第一号に掲げる期間が延長され、又は同項第二号に掲げる区域が変更された場合を含み、施行日前に同条第五項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされた場合を除く。次項において単に「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）は、新特措法第三十二条第一項の規定によりされたものとみなす。

5　前項の規定により新特措法第三十二条第一項の規定によりされたものとみなされる新型インフルエンザ等緊急事態宣言のうち、施行日前に旧特措法第三十二条第三項の規定により同条第一項第一号に掲げる期間が延長されたものについての新特措法第三十二条第三項の規定による当該延長が行われる前の同条第一項第一号に掲げる期間の最終日の翌日から起算するものとする。

6　第一項から第四項までに規定するもののほか、施行日前に実施された旧特措法第十八条第一項の規定による基本的対処方針の策定又は変更、旧特措法第四十五条第一項又は第二項の規定による要請その他の旧特措法により実施された措置で、新特措法中相当する規定があるものは、新特措法により実施されたものとみなす。

7　新特措法第四十五条第三項の規定は、施行日以後に行われる同条第二項の規定による要請（前項の規定により新特措法により実施されたものとみなされるものを除く。）について適用する。

8　施行日前に生じた事由に係る旧特措法第六十九条の規定による国、都道府県及び市町村の負担については、なお従前の例による。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第八十五条第八項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項又は第二項の規定による当該職員の質問又は必要な調査に対して正当な理由がなく協力しない特定患者等（同条第八項に規定する特定患者等をいう。）について適用する。

2　第二条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第八十条の規定は、施行日以後に行われる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による入院の勧告若しくは入院の措置により入院する者又は施行日以後に行われる同法の規定による入院に係る通知を受けた者（施行日以後に行われる同法の規定による入院の措置を実施される者に限る。）について適用する。

（事務）

第七十条の七　会議に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第七十条の八　会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（資料の提出その他の協力）

第七十条の九　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第七十条の十　この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十一条第一項中「第四十九条第二項」を「第四十九条」に改める。

第七十二条第五項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「特定都道府県知事」を「都道府県」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「特定都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「特定都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、「長は、」の下に「第三十一条の三若しくは」を加え、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

都道府県知事は、第三十一条の六第三項の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の規定による要請を受けた者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　都道府県知事は、第四十五条第三項の規定の施行に必要な限度において、同条第二項の規定による要請を受けた施設管理者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該要請に係る施設若しくは当該施設管理者等の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第七十三条中「第四十八条第七項」を「第三十一条の二第七項」に改める。

第七十六条中「搬出した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第七十七条中「第七十二条第一項」を「第七十二条第三項」に、「第二項」を「第四項」に改め、「した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

本則に次の二条を加える。

第七十九条　第四十五条第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の過料に処する。

第八十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第三十一条の六第三項の規定による命令に違反したとき。

二　第七十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

附則第一条の二を削る。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正）

第二条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二章　費用負担（第五十七条―第六十三条）」を「第十二章　感染症及び病原体等に関する調査及び研究（第五十六条の三十九）」に、「第十三章」を「第十四章」に、「第十四章」を「第十五章」に、「第八十一条」を「第八十三条」に改める。

第六条第三項第六号中「新型インフルエンザ等感染症」の下に「（第七項第三号に掲げる新型コロナウイルス感染症及び同項第四号に掲げる再興型コロナウイルス感染症を除く。第六項第一号及び第二十三項第一号において同じ。）」を加え、同条第七項に次の二号を加える。

三　新型コロナウイルス感染症（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

四　再興型コロナウイルス感染症（かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

第七条第一項中「第十二章及び第十三章」を「第十三章及び第十四章」に改める。

第九条第三項中「五年」を「六年」に改める。

第十二条第一項中「都道府県知事」の下に「（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）にあっては、その長。以下この章（次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項並びに第十五条第十三項を除く。）において同じ。）」を加え、同条第三項中「その管轄する区域外に居住する」を「次の各号に掲げる」に、「その者の居住地を管轄する都道府県知事」を「当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その管轄する区域外に居住する者　当該者の居住地を管轄する都道府県知事（その居住地が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）

二　その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内に居住する者　当該者の居住地を管轄する保健所設置市等の長

第十二条第六項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「及び第三項」を「から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

４　前二項の規定は、保健所設置市等の長が第一項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第二項中「厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事（次項各号において「管轄都道府県知事」という。）」と、前項第一号及び第二号中「その管轄する」とあるのは「管轄都道府県知事の管轄する」と、同号中「保健所設置市等の長が」とあるのは「当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長が」と読み替えるものとする。

５　第一項又は第二項若しくは第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の場合において、これらの規定による届出、報告又は通報（以下この項において「届出等」という。）をすべき者が、当該届出等に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、自ら及び当該届出等を受けるべき者（第一項の場合にあっては、最寄りの保健所長を含む。）が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講じたときは、当該届出等をしたものとみなす。

第十三条第四項中「その管轄する区域外において飼育されていた」を「次の各号に掲げる」に、「動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事」を「各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その管轄する区域外において飼育されていた動物　当該動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事（その場所が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その場所を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）

二　その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内において飼育されていた動物　当該動物が飼育されていた場所を管轄する保健所設置市等の長

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和三年二月三日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第五号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律

（新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正）

第一条　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の三」に、「第四章　新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「第三章の二　新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（第三十一条の四―第三十一条の六）」に、「第六章　雑則（第七十一条―第七十五条）」を「第五章の二　新型インフルエンザ等対策推進会議（第七十条の二―第七十条の十）」に、「第七十八条」を「第八十条」に改める。

第一条中「おける措置」の下に「、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置」を加える。

第二条第一号中「及び同条第九項」を「（第六条第二項第二号イ及び第十四条において単に「新型インフルエンザ等感染症」という。）、感染症法第六条第八項に規定する指定感染症（第十四条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第六条第九項」に改め、「限る」の下に「。第十四条において単に「新感染症」という」を加え、同条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置　第三十一条の四第一項の規定による公示がされた時から同条第四項の規定により同条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び地方公共団体がこの法律の規定により実施する措置をいう。

第四条第一項中「予防」の下に「及び感染の拡大の防止」を加える。

第六条第二項第二号イ中「感染症法第六条第七項に規定する」を削り、「のインフルエンザ」を「の感染性の疾病」に改め、同条第五項中「感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者」を「第七十条の二の新型インフルエンザ等対策推進会議」に改める。

第七条中第八項を削り、第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、都道府県行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

第八条第七項中「第六条第五項及び前条第七項」を「前条第三項及び第八項」に改める。

第九条第五項中「第七条第七項」を「第七条第八項」に改める。

議案第２０号

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について

1　提案の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正により建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる特定建築物の範囲が拡大されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料の額を定める等のため提案する。

2　根拠法規

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２８条第１項

3　条例の概要

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査のうち、床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物に係る手数料の金額を定めること等とした。（別表第１関係）

(2) この条例は、令和３年４月１日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

別表第１（第２条関係）

手数料を徴収する事務	金額	摘要
略	略	略
１４５　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５３条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第５４条第１項第１号及び第３号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１５条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（次項、１４８の項、１４９の項、１５５の項、１５６の項及び１５８の項から１６１の項までにおいて「登録住宅性能評価機関等」という。	次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項、次項、１４８の項及び１４９の項において同じ。）の認定の申請　３４，０００円 (2)　共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項、次項、１４８の項及び１４９の項において同じ。）の住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分をいう。以下この項、次項、１４８の項及び１４９の項において同じ。）の認定の申請（住宅部分のみの申請をする場合におけるものに限る。）　次に掲げる当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数（以下この項及び	

改正前

別表第１（第２条関係）

手数料を徴収する事務	金額	摘要
略	略	略
１４５　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５３条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第５４条第１項第１号及び第３号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１５条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（次項、１４８の項、１４９の項、１５５の項、１５６の項及び１５８の項から１６１の項までにおいて「登録住宅性能評価機関等」という。	次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項、次項、１４８の項及び１４９の項において同じ。）の認定の申請　３４，０００円 (2)　共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項、次項、１４８の項及び１４９の項において同じ。）の住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分をいう。以下この項、次項、１４８の項及び１４９の項において同じ。）の認定の申請（住宅部分のみの申請をする場合におけるものに限る。）　次に掲げる当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数（以下この項及び	

）による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査

次項において「申請戸数」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア　申請戸数が１戸の共同住宅等　３４，０００円

イ　申請戸数が１戸を超え５戸以内の共同住宅等　６９，０００円

ウ　申請戸数が５戸を超え１０戸以内の共同住宅等　９７，０００円

エ　申請戸数が１０戸を超え２５戸以内の共同住宅等　１４０，０００円

オ　申請戸数が２５戸を超え５０戸以内の共同住宅等　２００，０００円

カ　申請戸数が５０戸を超え１００戸以内の共同住宅等　２８０，０００円

キ　申請戸数が１００戸を超え２００戸以内の共同住宅等　３８０，０００円

ク　申請戸数が２００戸を超え３００戸以内の共同住宅等　５００，０００円

ケ　申請戸数が３００戸を超える共同住宅等　５９０，０００円

(3)　一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項、１４８の項及び１４９の項において同じ。）の認定の申請（同時に住宅部分の申請をする場合にお

）による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査

次項において「申請戸数」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア　申請戸数が１戸の共同住宅等　３４，０００円

イ　申請戸数が１戸を超え５戸以内の共同住宅等　６９，０００円

ウ　申請戸数が５戸を超え１０戸以内の共同住宅等　９７，０００円

エ　申請戸数が１０戸を超え２５戸以内の共同住宅等　１４０，０００円

オ　申請戸数が２５戸を超え５０戸以内の共同住宅等　２００，０００円

カ　申請戸数が５０戸を超え１００戸以内の共同住宅等　２８０，０００円

キ　申請戸数が１００戸を超え２００戸以内の共同住宅等　３８０，０００円

ク　申請戸数が２００戸を超え３００戸以内の共同住宅等　５００，０００円

ケ　申請戸数が３００戸を超える共同住宅等　５９０，０００円

(3)　一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項、１４８の項及び１４９の項において同じ。）の認定の申請（同時に住宅部分の申請をする場合にお

けるものを含む。）　次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア　共同住宅等の住宅部分　次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 総戸数が１戸の共同住宅等　３４，０００円

(ｲ) 総戸数が１戸を超え５戸以内の共同住宅等　６９，０００円

(ｳ) 総戸数が５戸を超え１０戸以内の共同住宅等　９７，０００円

(ｴ) 総戸数が１０戸を超え２５戸以内の共同住宅等　１４０，０００円

(ｵ) 総戸数が２５戸を超え５０戸以内の共同住宅等　２００，０００円

(ｶ) 総戸数が５０戸を超え１００戸以内の共同住宅等　２８０，０００円

(ｷ) 総戸数が１００戸を超え２００戸以内の共同住宅等　３８０，０００円

(ｸ) 総戸数が２００戸を超え３００戸以内の共同住宅等　５００，０００円

(ｹ) 総戸数が３００戸を超える共同住宅等　５９０

けるものを含む。）　次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア　共同住宅等の住宅部分　次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 総戸数が１戸の共同住宅等　３４，０００円

(ｲ) 総戸数が１戸を超え５戸以内の共同住宅等　６９，０００円

(ｳ) 総戸数が５戸を超え１０戸以内の共同住宅等　９７，０００円

(ｴ) 総戸数が１０戸を超え２５戸以内の共同住宅等　１４０，０００円

(ｵ) 総戸数が２５戸を超え５０戸以内の共同住宅等　２００，０００円

(ｶ) 総戸数が５０戸を超え１００戸以内の共同住宅等　２８０，０００円

(ｷ) 総戸数が１００戸を超え２００戸以内の共同住宅等　３８０，０００円

(ｸ) 総戸数が２００戸を超え３００戸以内の共同住宅等　５００，０００円

(ｹ) 総戸数が３００戸を超える共同住宅等　５９０

，０００円

イ　共用部分（共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下この項、次項、１４８の項及び１４９の項において同じ。）　次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル以内の建築物　１１０，０００円

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の建築物　１８０，０００円

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内の建築物　２８０，０００円

(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の建築物　３６０，０００円

(ｵ) 床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内の建築物　４３０，０００円

(ｶ) 床面積の合計が２５，０００平方メートルを超

，０００円

イ　共用部分（共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下この項、次項、１４８の項及び１４９の項において同じ。）　次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル以内の建築物　１１０，０００円

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の建築物　１８０，０００円

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内の建築物　２８０，０００円

(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の建築物　３６０，０００円

(ｵ) 床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内の建築物　４３０，０００円

(ｶ) 床面積の合計が２５，０００平方メートルを超

える建築物　５００，０００円

ウ　非住宅部分（建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この項、次項、１４８の項及び１４９の項において同じ。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル以内の建築物　２４０，０００円

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内の建築物　３００，０００円

(ｳ) 床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の建築物　３８０，０００円

(ｴ) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内の建築物　５５０，０００円

(ｵ) 床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の建築物　６７０，０００円

(ｶ) 床面積の合計が１０，

える建築物　５００，０００円

ウ　非住宅部分（建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この項、次項、１４８の項及び１４９の項において同じ。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル以内の建築物　２４０，０００円

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の建築物　３８０，０００円

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内の建築物　５５０，０００円

(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の建築物　６７０，０００円

(ｵ) 床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内の建築物　７９０，０００円

(ｶ) 床面積の合計が２５，

	０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内の建築物　７９０，０００円 (ｷ) 床面積の合計が２５，０００平方メートルを超える建築物　９００，０００円	
１４６　都市の低炭素化の促進に関する法律第５３条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第５４条第１項第１号及び第３号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査	次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅の認定の申請　４，９００円 (2) 共同住宅等の住宅部分の認定の申請（住宅部分のみの申請をする場合におけるものに限る。）　次に掲げる申請戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　申請戸数が１戸の共同住宅等　４，９００円 イ　申請戸数が１戸を超え５戸以内の共同住宅等　９，６００円 ウ　申請戸数が５戸を超え１０戸以内の共同住宅等　１６，０００円 エ　申請戸数が１０戸を超え２５戸以内の共同住宅等　２７，０００円 オ　申請戸数が２５戸を超え５０戸以内の共同住宅等　４５，０００円 カ　申請戸数が５０戸を超え	

	０００平方メートルを超える建築物　９００，０００円	
１４６　都市の低炭素化の促進に関する法律第５３条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第５４条第１項第１号及び第３号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査	次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅の認定の申請　４，９００円 (2) 共同住宅等の住宅部分の認定の申請（住宅部分のみの申請をする場合におけるものに限る。）　次に掲げる申請戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　申請戸数が１戸の共同住宅等　４，９００円 イ　申請戸数が１戸を超え５戸以内の共同住宅等　９，６００円 ウ　申請戸数が５戸を超え１０戸以内の共同住宅等　１６，０００円 エ　申請戸数が１０戸を超え２５戸以内の共同住宅等　２７，０００円 オ　申請戸数が２５戸を超え５０戸以内の共同住宅等　４５，０００円 カ　申請戸数が５０戸を超え	

１００戸以内の共同住宅等　８１，０００円

キ　申請戸数が１００戸を超え２００戸以内の共同住宅等　１３０，０００円

ク　申請戸数が２００戸を超え３００戸以内の共同住宅等　１６０，０００円

ケ　申請戸数が３００戸を超える共同住宅等　１７０，０００円

(3)　一の建築物の認定の申請（同時に住宅部分の申請をする場合におけるものを含む。）

次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア　共同住宅等の住宅部分

次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ)　総戸数が１戸の共同住宅等　４，９００円

(ｲ)　総戸数が１戸を超え５戸以内の共同住宅等　９，６００円

(ｳ)　総戸数が５戸を超え１０戸以内の共同住宅等　１６，０００円

(ｴ)　総戸数が１０戸を超え２５戸以内の共同住宅等　２７，０００円

(ｵ)　総戸数が２５戸を超え

１００戸以内の共同住宅等　８１，０００円

キ　申請戸数が１００戸を超え２００戸以内の共同住宅等　１３０，０００円

ク　申請戸数が２００戸を超え３００戸以内の共同住宅等　１６０，０００円

ケ　申請戸数が３００戸を超える共同住宅等　１７０，０００円

(3)　一の建築物の認定の申請（同時に住宅部分の申請をする場合におけるものを含む。）

次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア　共同住宅等の住宅部分

次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ)　総戸数が１戸の共同住宅等　４，９００円

(ｲ)　総戸数が１戸を超え５戸以内の共同住宅等　９，６００円

(ｳ)　総戸数が５戸を超え１０戸以内の共同住宅等　１６，０００円

(ｴ)　総戸数が１０戸を超え２５戸以内の共同住宅等　２７，０００円

(ｵ)　総戸数が２５戸を超え

５０戸以内の共同住宅等　４５，０００円

(ｶ) 総戸数が５０戸を超え１００戸以内の共同住宅等　８１，０００円

(ｷ) 総戸数が１００戸を超え２００戸以内の共同住宅等　１３０，０００円

(ｸ) 総戸数が２００戸を超え３００戸以内の共同住宅等　１６０，０００円

(ｹ) 総戸数が３００戸を超える共同住宅等　１７０，０００円

イ　共用部分　次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル以内の建築物　９，６００円

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の建築物　２７，０００円

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内の建築物　８１，０００円

(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メート

５０戸以内の共同住宅等　４５，０００円

(ｶ) 総戸数が５０戸を超え１００戸以内の共同住宅等　８１，０００円

(ｷ) 総戸数が１００戸を超え２００戸以内の共同住宅等　１３０，０００円

(ｸ) 総戸数が２００戸を超え３００戸以内の共同住宅等　１６０，０００円

(ｹ) 総戸数が３００戸を超える共同住宅等　１７０，０００円

イ　共用部分　次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル以内の建築物　９，６００円

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の建築物　２７，０００円

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内の建築物　８１，０００円

(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メート

ル以内の建築物　１３０，０００円

(オ) 床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内の建築物　１６０，０００円

(カ) 床面積の合計が２５，０００平方メートルを超える建築物　２００，０００円

ウ　非住宅部分　次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が３００平方メートル以内の建築物　９，６００円

(イ) 床面積の合計が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内の建築物　１７，０００円

(ウ) 床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の建築物　２７，０００円

(エ) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内の建築物　８１，０００円

(オ) 床面積の合計が５，０

ル以内の建築物　１３０，０００円

(オ) 床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内の建築物　１６０，０００円

(カ) 床面積の合計が２５，０００平方メートルを超える建築物　２００，０００円

ウ　非住宅部分　次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が３００平方メートル以内の建築物　９，６００円

(イ) 床面積の合計が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の建築物　２７，０００円

(ウ) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内の建築物　８１，０００円

(エ) 床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の建築物　１３０，０００円

(オ) 床面積の合計が１０，

	０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内の建築物　１６０，０００円 (ｶ) 床面積の合計が２５，０００平方メートルを超える建築物　２００，０００円	
略	略	略
１４８　都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更（変更部分について同法第５４条第１項第１号及び第３号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査	次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅の変更の認定の申請　１７，０００円 (2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分の変更の認定の申請（住宅部分のみの申請をする場合におけるものに限る。）　次に掲げる当該共同住宅等に係る計画の変更の認定について同時に申請された住戸の数（以下この項及び次項において「変更申請戸数」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　変更申請戸数が１戸の共同住宅等　１７，０００円 イ　変更申請戸数が１戸を超	

	０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内の建築物　１６０，０００円 (ｶ) 床面積の合計が２５，０００平方メートルを超える建築物　２００，０００円	
略	略	略
１４８　都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更（変更部分について同法第５４条第１項第１号及び第３号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査	次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅の変更の認定の申請　１７，０００円 (2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分の変更の認定の申請（住宅部分のみの申請をする場合におけるものに限る。）　次に掲げる当該共同住宅等に係る計画の変更の認定について同時に申請された住戸の数（以下この項及び次項において「変更申請戸数」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　変更申請戸数が１戸の共同住宅等　１７，０００円 イ　変更申請戸数が１戸を超	

え５戸以内の共同住宅等　３４，５００円
ウ　変更申請戸数が５戸を超え１０戸以内の共同住宅等　４８，５００円
エ　変更申請戸数が１０戸を超え２５戸以内の共同住宅等　７０，０００円
オ　変更申請戸数が２５戸を超え５０戸以内の共同住宅等　１００，０００円
カ　変更申請戸数が５０戸を超え１００戸以内の共同住宅等　１４０，０００円
キ　変更申請戸数が１００戸を超え２００戸以内の共同住宅等　１９０，０００円
ク　変更申請戸数が２００戸を超え３００戸以内の共同住宅等　２５０，０００円
ケ　変更申請戸数が３００戸を超える共同住宅等　２９５，０００円

(3)　一の建築物の変更の認定の申請（同時に住宅部分の申請をする場合におけるものを含む。）　次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア　既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分　次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ

え５戸以内の共同住宅等　３４，５００円
ウ　変更申請戸数が５戸を超え１０戸以内の共同住宅等　４８，５００円
エ　変更申請戸数が１０戸を超え２５戸以内の共同住宅等　７０，０００円
オ　変更申請戸数が２５戸を超え５０戸以内の共同住宅等　１００，０００円
カ　変更申請戸数が５０戸を超え１００戸以内の共同住宅等　１４０，０００円
キ　変更申請戸数が１００戸を超え２００戸以内の共同住宅等　１９０，０００円
ク　変更申請戸数が２００戸を超え３００戸以内の共同住宅等　２５０，０００円
ケ　変更申請戸数が３００戸を超える共同住宅等　２９５，０００円
(3)　一の建築物の変更の認定の申請（同時に住宅部分の申請をする場合におけるものを含む。）　次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額
ア　既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分　次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ

次に定める金額

(ア) 総戸数が１戸の共同住宅等　１７，０００円

(イ) 総戸数が１戸を超え５戸以内の共同住宅等　３４，５００円

(ウ) 総戸数が５戸を超え１０戸以内の共同住宅等　４８，５００円

(エ) 総戸数が１０戸を超え２５戸以内の共同住宅等　７０，０００円

(オ) 総戸数が２５戸を超え５０戸以内の共同住宅等　１００，０００円

(カ) 総戸数が５０戸を超え１００戸以内の共同住宅等　１４０，０００円

(キ) 総戸数が１００戸を超え２００戸以内の共同住宅等　１９０，０００円

(ク) 総戸数が２００戸を超え３００戸以内の共同住宅等　２５０，０００円

(ケ) 総戸数が３００戸を超える共同住宅等　２９５，０００円

イ　既に計画の認定を受けた共用部分　次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が３００平方メートル以内の建築物　５５，０００円

次に定める金額

(ア) 総戸数が１戸の共同住宅等　１７，０００円

(イ) 総戸数が１戸を超え５戸以内の共同住宅等　３４，５００円

(ウ) 総戸数が５戸を超え１０戸以内の共同住宅等　４８，５００円

(エ) 総戸数が１０戸を超え２５戸以内の共同住宅等　７０，０００円

(オ) 総戸数が２５戸を超え５０戸以内の共同住宅等　１００，０００円

(カ) 総戸数が５０戸を超え１００戸以内の共同住宅等　１４０，０００円

(キ) 総戸数が１００戸を超え２００戸以内の共同住宅等　１９０，０００円

(ク) 総戸数が２００戸を超え３００戸以内の共同住宅等　２５０，０００円

(ケ) 総戸数が３００戸を超える共同住宅等　２９５，０００円

イ　既に計画の認定を受けた共用部分　次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が３００平方メートル以内の建築物　５５，０００円

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の建築物　９０，０００円

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内の建築物　１４０，０００円

(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の建築物　１８０，０００円

(ｵ) 床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内の建築物　２１５，０００円

(ｶ) 床面積の合計が２５，０００平方メートルを超える建築物　２５０，０００円

ウ　既に計画の認定を受けた非住宅部分　次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル以内の建築物　１２０，０００円

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートルを超え１，

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の建築物　９０，０００円

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内の建築物　１４０，０００円

(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の建築物　１８０，０００円

(ｵ) 床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内の建築物　２１５，０００円

(ｶ) 床面積の合計が２５，０００平方メートルを超える建築物　２５０，０００円

ウ　既に計画の認定を受けた非住宅部分　次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル以内の建築物　１２０，０００円

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートルを超え２，

０００平方メートル以内の建築物　１５０，０００円

(ｳ) 床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の建築物　１９０，０００円

(ｴ) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内の建築物　２７５，０００円

(ｵ) 床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の建築物　３３５，０００円

(ｶ) 床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内の建築物　３９５，０００円

(ｷ) 床面積の合計が２５，０００平方メートルを超える建築物　４５０，０００円

エ　新たに追加する共同住宅等の住宅部分、共用部分又は非住宅部分　１４５の項(3)に定める金額（この場合において、同項(3)中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」

０００平方メートル以内の建築物　１９０，０００円

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内の建築物　２７５，０００円

(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の建築物　３３５，０００円

(ｵ) 床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内の建築物　３９５，０００円

(ｶ) 床面積の合計が２５，０００平方メートルを超える建築物　４５０，０００円

エ　新たに追加する共同住宅等の住宅部分、共用部分又は非住宅部分　１４５の項(3)に定める金額（この場合において、同項(3)中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。）

	とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。）	
１４９　都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更（変更部分について同法第５４条第１項第１号及び第３号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査	次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　一戸建ての住宅の変更の認定の申請　２，４５０円 (2)　既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分の変更の認定の申請（住宅部分のみの申請をする場合におけるものに限る。）　次に掲げる変更申請戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　変更申請戸数が１戸の共同住宅等　２，４５０円 イ　変更申請戸数が１戸を超え５戸以内の共同住宅等　４，８００円 ウ　変更申請戸数が５戸を超え１０戸以内の共同住宅等　８，０００円 エ　変更申請戸数が１０戸を超え２５戸以内の共同住宅等　１３，５００円 オ　変更申請戸数が２５戸を超え５０戸以内の共同住宅等　２２，５００円 カ　変更申請戸数が５０戸を超え１００戸以内の共同住宅等　４０，５００円 キ　変更申請戸数が１００戸を超え２００戸以内の共同	

１４９　都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更（変更部分について同法第５４条第１項第１号及び第３号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査	次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　一戸建ての住宅の変更の認定の申請　２，４５０円 (2)　既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分の変更の認定の申請（住宅部分のみの申請をする場合におけるものに限る。）　次に掲げる変更申請戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　変更申請戸数が１戸の共同住宅等　２，４５０円 イ　変更申請戸数が１戸を超え５戸以内の共同住宅等　４，８００円 ウ　変更申請戸数が５戸を超え１０戸以内の共同住宅等　８，０００円 エ　変更申請戸数が１０戸を超え２５戸以内の共同住宅等　１３，５００円 オ　変更申請戸数が２５戸を超え５０戸以内の共同住宅等　２２，５００円 カ　変更申請戸数が５０戸を超え１００戸以内の共同住宅等　４０，５００円 キ　変更申請戸数が１００戸を超え２００戸以内の共同	

住宅等　６５，０００円

ク　変更申請戸数が２００戸を超え３００戸以内の共同住宅等　８０，０００円

ケ　変更申請戸数が３００戸を超える共同住宅等　８５，０００円

(3)　一の建築物の変更の認定の申請（同時に住宅部分の申請をする場合におけるものを含む。）　次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア　既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分　次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ)　総戸数が１戸の共同住宅等　２，４５０円

(ｲ)　総戸数が１戸を超え５戸以内の共同住宅等　４，８００円

(ｳ)　総戸数が５戸を超え１０戸以内の共同住宅等　８，０００円

(ｴ)　総戸数が１０戸を超え２５戸以内の共同住宅等　１３，５００円

(ｵ)　総戸数が２５戸を超え５０戸以内の共同住宅等　２２，５００円

(ｶ)　総戸数が５０戸を超え

住宅等　６５，０００円

ク　変更申請戸数が２００戸を超え３００戸以内の共同住宅等　８０，０００円

ケ　変更申請戸数が３００戸を超える共同住宅等　８５，０００円

(3)　一の建築物の変更の認定の申請（同時に住宅部分の申請をする場合におけるものを含む。）　次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア　既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分　次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ)　総戸数が１戸の共同住宅等　２，４５０円

(ｲ)　総戸数が１戸を超え５戸以内の共同住宅等　４，８００円

(ｳ)　総戸数が５戸を超え１０戸以内の共同住宅等　８，０００円

(ｴ)　総戸数が１０戸を超え２５戸以内の共同住宅等　１３，５００円

(ｵ)　総戸数が２５戸を超え５０戸以内の共同住宅等　２２，５００円

(ｶ)　総戸数が５０戸を超え

１００戸以内の共同住宅等　４０，５００円
(ｷ) 総戸数が１００戸を超え２００戸以内の共同住宅等　６５，０００円
(ｸ) 総戸数が２００戸を超え３００戸以内の共同住宅等　８０，０００円
(ｹ) 総戸数が３００戸を超える共同住宅等　８５，０００円
イ　既に計画の認定を受けた共用部分　次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル以内の建築物　４，８００円
(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の建築物　１３，５００円
(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内の建築物　４０，５００円
(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の建築物　６５，０００円
(ｵ) 床面積の合計が１０，

１００戸以内の共同住宅等　４０，５００円
(ｷ) 総戸数が１００戸を超え２００戸以内の共同住宅等　６５，０００円
(ｸ) 総戸数が２００戸を超え３００戸以内の共同住宅等　８０，０００円
(ｹ) 総戸数が３００戸を超える共同住宅等　８５，０００円
イ　既に計画の認定を受けた共用部分　次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル以内の建築物　４，８００円
(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の建築物　１３，５００円
(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内の建築物　４０，５００円
(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の建築物　６５，０００円
(ｵ) 床面積の合計が１０，

０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内の建築物　８０，０００円

(ｶ) 床面積の合計が２５，０００平方メートルを超える建築物　１００，０００円

ウ　既に計画の認定を受けた非住宅部分　次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル以内の建築物　４，８００円

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内の建築物　８，５００円

(ｳ) 床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の建築物　１３，５００円

(ｴ) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内の建築物　４０，５００円

(ｵ) 床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の建築物　６５，

０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内の建築物　８０，０００円

(ｶ) 床面積の合計が２５，０００平方メートルを超える建築物　１００，０００円

ウ　既に計画の認定を受けた非住宅部分　次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル以内の建築物　４，８００円

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の建築物　１３，５００円

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内の建築物　４０，５００円

(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の建築物　６５，０００円

(ｵ) 床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メー

	０００円 (ｶ) 床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内の建築物　８０，０００円 (ｷ) 床面積の合計が２５，０００平方メートルを超える建築物　１００，０００円 エ　新たに追加する共同住宅等の住宅部分、共用部分又は非住宅部分　１４６の項(3)に定める金額（この場合において、同項(3)中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。）	
略	略	
１５２　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１２条第１項又は第１３条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 工場等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省国土交通省令第１号）第１０条第１号に規定する工場等をいう。以下この項から１５５の項までにおいて同じ。）以外の建築物　次に掲げる建築物の区分に応じ	

	トル以内の建築物　８０，０００円 (ｶ) 床面積の合計が２５，０００平方メートルを超える建築物　１００，０００円 エ　新たに追加する共同住宅等の住宅部分、共用部分又は非住宅部分　１４６の項(3)に定める金額（この場合において、同項(3)中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。）	
略	略	
１５２　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１２条第１項又は第１３条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 工場等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省国土交通省令第１号）第１０条第１号に規定する工場等をいう。以下この項から１５４の項までにおいて同じ。）以外の建築物　次に掲げる建築物の区分に応じ	床面積の合計は、規則で定めるところにより計算する。

、それぞれに定める金額

ア　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　５３０，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物をいう。以下この項から１５４の項までにおいて同じ。）に係るものにあっては、２４０，０００円）

イ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の建築物　６５０，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、３１０，０００円）

ウ　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　７７０，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、３７０，０００円）

エ　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　８７０，０００円（

、それぞれに定める金額

ア　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満の建築物　２９０，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物をいう。以下この項から１５４の項までにおいて同じ。）に係るものにあっては、１１０，０００円）

イ　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　３７０，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１５０，０００円）

ウ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　５３０，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、２４０，０００円）

エ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の建築物　６５０，０００円（一次エネルギー消費量モ

デル建築物に係るものにあっては、３１０，０００円）

オ　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　７７０，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、３７０，０００円）

カ　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　８７０，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、４４０，０００円）

(2)　工場等　次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満の建築物　３１，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、２６，０００円）

イ　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　４３，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、３８，０００円）

一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、４４０，０００円）

(2)　工場等　次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　１００，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、９５，０００円）

イ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の建築物　１５０，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１４０，０００円）

ウ　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　１９０，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１８０，０００円）

エ　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　２３０，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっ

	ウ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　１００，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、９５，０００円） エ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の建築物　１５０，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１４０，０００円） オ　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　１９０，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１８０，０００円） カ　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　２３０，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、２２０，０００円）	
１５３　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１２条第２項又は第１３条第３	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　工場等以外の建築物　次に掲げる建築物の区分に応じ、	

	ては、２２０，０００円）	
１５３　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１２条第２項又は第１３条第３	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　工場等以外の建築物　次に掲げる建築物の区分に応じ、	

項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	それぞれ次に定める金額 ア　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満の建築物　１４５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、５５，０００円） イ　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　１８５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、７５，０００円） ウ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　２６５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１２０，０００円） エ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の建築物　３２５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１５５，０００円） オ　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　３８５，０００
項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	それぞれ次に定める金額 ア　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　２６５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１２０，０００円） イ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の建築物　３２５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１５５，０００円） ウ　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　３８５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１８５，０００円） エ　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　４３５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、２２０，０００円） (2)　工場等　次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　床面積の合計が２，００

０平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　５０，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、４７，５００円）

イ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の建築物　７５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、７０，０００円）

ウ　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　９５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、９０，０００円）

エ　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　１１５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１１０，０００円）

円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１８５，０００円）

カ　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　４３５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、２２０，０００円）

(2)　工場等　次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満の建築物　１５，５００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１３，０００円）

イ　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　２１，５００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１９，０００円）

ウ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　５０，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、４７，５００円）

	エ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の建築物　７５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、７０，０００円） オ　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　９５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、９０，０００円） カ　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　１１５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１１０，０００円）	
１５４　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１２条第１項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同条第２項に規定する軽微な変更に該当する旨の証明の申請に対する審査又は同法第１３条第１項の建築物エネルギー消費性	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 (1)　工場等以外の建築物　次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満の建築物　１４５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、５５，０００円）	

１５４　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１２条第１項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同条第２項に規定する軽微な変更に該当する旨の証明の申請に対する審査又は同法第１３条第１項の建築物エネルギー消費性	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 (1)　工場等以外の建築物　次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　２６５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１２０，０００円）	

能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同条第２項に規定する軽微な変更に該当する旨の証明の求めに対する審査	イ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の建築物　３２５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１５５，０００円） ウ　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　３８５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１８５，０００円） エ　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　４３５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、２２０，０００円） (2)　工場等　次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　５０，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、４７，５００円） イ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，
能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同条第２項に規定する軽微な変更に該当する旨の証明の求めに対する審査	イ　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　１８５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、７５，０００円） ウ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　２６５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１２０，０００円） エ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の建築物　３２５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１５５，０００円） オ　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　３８５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１８５，０００円） カ　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　４３５，０００円（一次エネルギー消費量モデ

ル建築物に係るものにあっては、２２０，０００円）

(2) 工場等　次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満の建築物　１５，５００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１３，０００円）

イ　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　２１，５００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１９，０００円）

ウ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　５０，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、４７，５００円）

エ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の建築物　７５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、７０，０００円）

オ　床面積の合計が１０，０００平方メートル未満の建築物　７５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、７０，０００円）

ウ　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　９５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、９０，０００円）

エ　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　１１５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１１０，０００円）

	００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　９５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、９０，０００円） カ　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　１１５，０００円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあっては、１１０，０００円）	
１５５　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３４条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第３５条第１項第１号から第３号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。）の認定の申請に対する審査（同条第２項の規定により建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定の適	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　一戸建ての住宅　次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　床面積の合計が２００平方メートル未満の一戸建ての住宅　３４，０００円 イ　床面積の合計が２００平方メートル以上の一戸建ての住宅　３８，０００円 (2)　一戸建ての住宅以外の建築物　次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア　住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１１条第１項に規定する住宅部分をいう。以下この項、次項及び１５	

１５５　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２９条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第３０条第１項第１号から第３号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。）の認定の申請に対する審査（同条第２項の規定により建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定の適	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　一戸建ての住宅　次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　床面積の合計が２００平方メートル未満の一戸建ての住宅　３４，０００円 イ　床面積の合計が２００平方メートル以上の一戸建ての住宅　３８，０００円 (2)　一戸建ての住宅以外の建築物　次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア　住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１１条第１項に規定する住宅部分をいう。以下この項、次項及び１５	

８の項から１６１の項までにおいて同じ。）　次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　６９，０００円

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　１２０，０００円

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　２００，０００円

(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上の建築物　２８０，０００円

イ　非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１１条第１項に規定する非住宅部分をいう。以下この項、次項及び１５８の項から１６１の項までにおいて同じ。）　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築

合についての審査の申出があった場合を除く。）

８の項から１６１の項までにおいて同じ。）　次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　６９，０００円

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　１２０，０００円

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　２００，０００円

(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上の建築物　２８０，０００円

イ　非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１１条第１項に規定する非住宅部分をいう。以下この項、次項及び１５８の項から１６１の項までにおいて同じ。）　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築

合についての審査の申出があった場合を除く。）

物　２３０，０００円（誘導基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第１号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等（同号に規定する工場等をいう。）の用途に供する場合及び同省令附則第３条第２項に該当する場合にあっては、同省令第１０条第１号ロ(2)）又は同省令第１０条第３号ロに定める基準をいう。以下この項及び１５８の項において同じ。）に適合するものにあっては、８７，０００円）

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　３７０，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、１５０，０００円）

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　５３０，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、２４０，０００円）

(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上１

物　２３０，０００円（誘導基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第１号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び同省令附則第３条第２項に該当する場合にあっては、同省令第１０条第１号ロ(2)）又は同省令第１０条第３号ロに定める基準をいう。以下この項及び１５８の項において同じ。）に適合するものにあっては、８７，０００円）

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満の建築物　２９０，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、１１０，０００円）

(ｳ) 床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　３７０，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、１５０，０００円）

(ｴ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未

満の建築物　５３０，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、２４０，０００円）

(ｵ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の建築物　６５０，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、３１０，０００円）

(ｶ) 床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　７７０，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、３７０，０００円）

(ｷ) 床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　８７０，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、４４０，０００円）

(3) ２以上の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３４条第３項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、１５８の項及び１５９の項において同じ。）　当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ定める金額を合計した金額

０，０００平方メートル未満の建築物　６５０，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、３１０，０００円）

(ｵ) 床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　７７０，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、３７０，０００円）

(ｶ) 床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　８７０，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、４４０，０００円）

(3) ２以上の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２９条第３項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、１５８の項及び１５９の項において同じ。）　当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ定める金額を合計した金額

ア　申請に係る建築物　(1)又は(2)に定める金額

イ　他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３０条第１項第４号に掲げる基準に適合

	ア　申請に係る建築物　(1)又は(2)に定める金額 イ　他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。）　(1)又は(2)に定める金額 ウ　他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）　次項(1)又は(2)に定める金額	
１５６　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３４条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第３５条第１項第１号から	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　一戸建ての住宅　４，７００円 (2)　一戸建ての住宅以外の建築物　次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に	

	していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。）　(1)又は(2)に定める金額 ウ　他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３０条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）　次項(1)又は(2)に定める金額	
１５６　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２９条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第３０条第１項第１号から	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　一戸建ての住宅　４，７００円 (2)　一戸建ての住宅以外の建築物　次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に	

第３号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（同条第２項の規定により建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）

定める金額を合計した金額

ア　住宅部分　次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　９，４００円

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　２０，０００円

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　４５，０００円

(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上の建築物　８１，０００円

イ　非住宅部分　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　９，４００円

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満の建築物　１６，０００円

(ｳ) 床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未

第３号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（同条第２項の規定により建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）

定める金額を合計した金額

ア　住宅部分　次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　９，４００円

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　２０，０００円

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　４５，０００円

(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上の建築物　８１，０００円

イ　非住宅部分　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　９，４００円

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　２７，０００円

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未

満の建築物　２７，０００円

(ｴ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　８０，０００円

(ｵ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の建築物　１３０，０００円

(ｶ) 床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　１６０，０００円

(ｷ) 床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　２００，０００円

(3) ２以上の建築物　当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア　申請に係る建築物　(1)又は(2)に定める金額

イ　他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機

満の建築物　８０，０００円

(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の建築物　１３０，０００円

(ｵ) 床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　１６０，０００円

(ｶ) 床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　２００，０００円

(3) ２以上の建築物　当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア　申請に係る建築物　(1)又は(2)に定める金額

イ　他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３０条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。）　前項(1)又は(2

		関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。）　前項(1)又は(2)に定める金額 ウ　他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）　(1)又は(2)に定める金額			）に定める金額 ウ　他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３０条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）　(1)又は(2)に定める金額	
１５７　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第２項（同法第３６条第２項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３４条第１項の規定に基づく建築物エ	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　建築基準法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合　次に掲げる金額を合計した金額 ア　次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ｱ)　床面積の合計が３０平方メートル以内の建築物　１０，０００円 (ｲ)　床面積の合計が３０平方メートルを超え１００平方メートル以内の建築	床面積の合計は、規則で定めるところにより計算する。	１５７　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３０条第２項（同法第３１条第２項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２９条第１項の規定に基づく建築物エ	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　建築基準法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合　次に掲げる金額を合計した金額 ア　次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ｱ)　床面積の合計が３０平方メートル以内の建築物　１０，０００円 (ｲ)　床面積の合計が３０平方メートルを超え１００平方メートル以内の建築	

ネルギー消費性能向上計画の認定又は同法第３１条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	物　１８，０００円 (ｳ) 床面積の合計が１００平方メートルを超え２００平方メートル以内の建築物　２８，０００円 (ｴ) 床面積の合計が２００平方メートルを超え５００平方メートル以内の建築物　３６，０００円 (ｵ) 床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内の建築物　６６，０００円 (ｶ) 床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の建築物　９３，０００円 (ｷ) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内の建築物　１６０，０００円 (ｸ) 床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の建築物　２８０，０００円 (ｹ) 床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内の建築物　３７０，０００円
ネルギー消費性能向上計画の認定又は同法第３１条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	物　１８，０００円 (ｳ) 床面積の合計が１００平方メートルを超え２００平方メートル以内の建築物　２８，０００円 (ｴ) 床面積の合計が２００平方メートルを超え５００平方メートル以内の建築物　３６，０００円 (ｵ) 床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内の建築物　６６，０００円 (ｶ) 床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の建築物　９３，０００円 (ｷ) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内の建築物　１６０，０００円 (ｸ) 床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の建築物　２８０，０００円 (ｹ) 床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内の建築物　３７０，０００円

(ｺ) 床面積の合計が３０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内の建築物　４６０，０００円 (ｻ) 床面積の合計が５０，０００平方メートルを超える建築物　９００，０００円 イ　１５５の項、前項、次項又は１５９の項に定める金額 (2) 建築基準法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれる場合　(1) に定める金額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算して得た金額 ア　昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）　昇降機１基につき１７，０００円（小荷物専用昇降機にあっては、８，０００円） イ　建築基準法第６条第１項又は第１８条第３項の規定による確認済証の交付を受けた昇降機の設置の計画を変更して昇降機を設置する場合　昇降機１基につき１０，０００円（小荷物専用昇降機にあっては、５，０００円）	(ｺ) 床面積の合計が３０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内の建築物　４６０，０００円 (ｻ) 床面積の合計が５０，０００平方メートルを超える建築物　９００，０００円 イ　１５５の項、前項、次項又は１５９の項に定める金額 (2) 建築基準法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれる場合　(1) に定める金額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算して得た金額 ア　昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）　昇降機１基につき１７，０００円（小荷物専用昇降機にあっては、８，０００円） イ　建築基準法第６条第１項又は第１８条第３項の規定による確認済証の交付を受けた昇降機の設置の計画を変更して昇降機を設置する場合　昇降機１基につき１０，０００円（小荷物専用昇降機にあっては、５，０００円）

１５８　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３６条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（変更部分について同法第３５条第１項第１号から第３号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。）の認定の申請に対する審査（同法第３６条第２項において準用する同法第３５条第２項の規定により建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　一戸建ての住宅　次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　床面積の合計が２００平方メートル未満の一戸建ての住宅　１７，０００円 イ　床面積の合計が２００平方メートル以上の一戸建ての住宅　１９，０００円 (2)　一戸建ての住宅以外の建築物　次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア　既に計画の認定を受けた建築物の住宅部分　次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ｱ)　床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　３４，５００円 (ｲ)　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　６０，０００円 (ｳ)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　１００，０００円 (ｴ)　床面積の合計が５，０
１５８　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３１条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（変更部分について同法第３０条第１項第１号から第３号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。）の認定の申請に対する審査（同法第３１条第２項において準用する同法第３０条第２項の規定により建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　一戸建ての住宅　次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　床面積の合計が２００平方メートル未満の一戸建ての住宅　１７，０００円 イ　床面積の合計が２００平方メートル以上の一戸建ての住宅　１９，０００円 (2)　一戸建ての住宅以外の建築物　次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア　既に計画の認定を受けた建築物の住宅部分　次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ｱ)　床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　３４，５００円 (ｲ)　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　６０，０００円 (ｳ)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　１００，０００円 (ｴ)　床面積の合計が５，０

００平方メートル以上の建築物　１４０，０００円

イ　既に計画の認定を受けた建築物の非住宅部分　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　１１５，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、４３，５００円）

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満の建築物　１４５，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、５５，０００円）

(ｳ) 床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　１８５，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、７５，０００円）

(ｴ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　２６５，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、１

００平方メートル以上の建築物　１４０，０００円

イ　既に計画の認定を受けた建築物の非住宅部分　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　１１５，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、４３，５００円）

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　１８５，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、７５，０００円）

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　２６５，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、１２０，０００円）

(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の建築物　３２５，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、

２０，０００円）

(ｵ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の建築物　３２５，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、１５５，０００円）

(ｶ) 床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　３８５，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、１８５，０００円）

(ｷ) 床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　４３５，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、２２０，０００円）

ウ　新たに追加する住宅部分又は非住宅部分　１５５の項(2) に定める金額（この場合において、同項(2) 中「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。）

(3) ２以上の建築物　当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア　申請に係る建築物で、建

１５５，０００円）

(ｵ) 床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　３８５，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、１８５，０００円）

(ｶ) 床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　４３５，０００円（誘導基準に適合するものにあっては、２２０，０００円）

ウ　新たに追加する住宅部分又は非住宅部分　１５５の項(2) に定める金額（この場合において、同項(2) 中「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。）

(3) ２以上の建築物　当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア　申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの　(1) 又は(2) に定める金額

イ　既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネ

築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの　(1)又は(2)に定める金額

イ　既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものを除く。）　(1)又は(2)に定める金額

ウ　既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）　次項(1)又は(2)に定める金額

エ　新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。）　１５５の項(1)又は(2)に定める金額

ルギー消費性能の向上に関する法律第３０条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものを除く。）　(1)又は(2)に定める金額

ウ　既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３０条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）　次項(1)又は(2)に定める金額

エ　新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３０条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。）　１５５の項(1)又は(2)に定める金額

オ　新たに計画に追加する建

	築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３０条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）　１５６の項(1)又は(2)に定める金額
１５９　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３１条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（変更部分について同法第３０条第１項第１号から第３号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　一戸建ての住宅　２，３５０円 (2)　一戸建ての住宅以外の建築物　次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア　既に計画の認定を受けた建築物の住宅部分　次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

	る審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。）　１５５の項(1)又は(2)に定める金額 オ　新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）　１５６の項(1)又は(2)に定める金額
１５９　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３６条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（変更部分について同法第３５条第１項第１号から第３号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　一戸建ての住宅　２，３５０円 (2)　一戸建ての住宅以外の建築物　次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア　既に計画の認定を受けた建築物の住宅部分　次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（同法第３６条第２項において準用する同法第３５条第２項の規定により建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　４，７００円
(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　１０，０００円
(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　２２，５００円
(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上の建築物　４０，５００円

イ　既に計画の認定を受けた建築物の非住宅部分　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　４，７００円
(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満の建築物　８，０００円
(ｳ) 床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　１３，５００円
(ｴ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５

評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（同法第３１条第２項において準用する同法第３０条第２項の規定により建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　４，７００円
(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　１０，０００円
(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　２２，５００円
(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上の建築物　４０，５００円

イ　既に計画の認定を受けた建築物の非住宅部分　次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　４，７００円
(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　１３，５００円
(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　４０，０００円
(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上１

，０００平方メートル未満の建築物　４０，０００円

(ｵ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の建築物　６５，０００円

(ｶ) 床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　８０，０００円

(ｷ) 床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　１００，０００円

ウ　新たに追加する住宅部分又は非住宅部分　１５６の項(2) に定める金額（この場合において、同項(2) 中「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。）

(3) ２以上の建築物　当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア　申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの　(1) 又は(2) に定める金額

イ　既に計画の認定を受けた

０，０００平方メートル未満の建築物　６５，０００円

(ｵ) 床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　８０，０００円

(ｶ) 床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　１００，０００円

ウ　新たに追加する住宅部分又は非住宅部分　１５６の項(2) に定める金額（この場合において、同項(2) 中「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。）

(3) ２以上の建築物　当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア　申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの　(1) 又は(2) に定める金額

イ　既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３０条第１項第

他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものを除く。）　前項(1) 又は(2) に定める金額

ウ　既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）　(1) 又は(2) に定める金額

エ　新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。）

４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものを除く。）　前項(1) 又は(2) に定める金額

ウ　既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３０条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）　(1) 又は(2) に定める金額

エ　新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３０条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。）　１５５の項(1) 又は(2) に定める金額

オ　新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法

	１５５の項(1) 又は(2) に定める金額 オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。） １５６の項(1) 又は(2) に定める金額
１６０ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第４１条第１項の規定に基づく建築物（同法第３４条第１項の認定（同法第３６条第１項の変更の認定を含む。次項において同じ。）を受けた同法第３４条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。）若しくは同法第２条第１項第３号に規定する建築物エネルギー消費性	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が２００平方メートル未満の一戸建ての住宅 ３４，０００円（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(2) 及び(3) 並びにロ(2) 及び(3) に規定する基準に係るものにあっては、１７，０００円） イ 床面積の合計が２００平方メートル以上の一戸建ての住宅 ３８，０００円（

	律第３０条第１項第４号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。） １５６の項(1) 又は(2) に定める金額
１６０ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３６条第１項の規定に基づく建築物（同法第２９条第１項の認定（同法第３１条第１項の変更の認定を含む。次項において同じ。）を受けた同法第２９条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。）、同法第２条第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が２００平方メートル未満の一戸建ての住宅 ３４，０００円（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第２号イ(2) 及びロ(2) に規定する基準に係るものにあっては、１７，０００円） イ 床面積の合計が２００平方メートル以上の一戸建ての住宅 ３８，０００円（アに規定する基準に係るも

能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた計画若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第５３条第１項の認定（同法第５５条第１項の変更の認定を含む。次項において同じ。）を受けた同法第５３条第１項に規定する低炭素建築物新築等計画（変更があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。）に基づき建築が行われた建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１条第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた住宅若しくは登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅を除く。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

アに規定する基準に係るものにあっては、１９，０００円）

(2) 一戸建ての住宅以外の建築物　次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア　住宅部分　次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　６９，０００円（(1)アに規定する基準に係るものにあっては、３３，０００円）

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　１２０，０００円（(1) アに規定する基準に係るものにあっては、５７，０００円）

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　２００，０００円（(1) アに規定する基準に係るものにあっては、１００，０００円）

(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上の

していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた計画若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第５３条第１項の認定（同法第５５条第１項の変更の認定を含む。次項において同じ。）を受けた同法第５３条第１項に規定する低炭素建築物新築等計画（変更があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。）に基づき建築が行われた建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた住宅若しくは登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅を除く。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

のにあっては、１９，０００円）

(2) 一戸建ての住宅以外の建築物　次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア　住宅部分　次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　６９，０００円（(1)アに規定する基準に係るものにあっては、３３，０００円）

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　１２０，０００円（(1) アに規定する基準に係るものにあっては、５７，０００円）

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　２００，０００円（(1) アに規定する基準に係るものにあっては、１００，０００円）

(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上の建築物　２８０，０００

建築物　２８０，０００円（(1) アに規定する基準に係るものにあっては、１６０，０００円）

イ　非住宅部分　次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　２３０，０００円（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号ロに規定する基準に係るものにあっては、８７，０００円）

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満の建築物　２９０，０００円（(ｱ) に規定する基準に係るものにあっては、１１０，０００円）

(ｳ) 床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　３７０，０００円（(ｱ) に規定する基準に係るものにあっては、１５０，０００円）

(ｴ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　５３０，０

円（(1) アに規定する基準に係るものにあっては、１６０，０００円）

イ　非住宅部分　次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　２３０，０００円（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号に規定する基準に係るものにあっては、８７，０００円）

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　３７０，０００円（(ｱ) に規定する基準に係るものにあっては、１５０，０００円）

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　５３０，０００円（(ｱ) に規定する基準に係るものにあっては、２４０，０００円）

(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の建築物　６５０，０００円（(ｱ) に規定す

		００円（(ｱ)に規定する基準に係るものにあっては、２４０，０００円） (ｵ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の建築物　６５０，０００円（(ｱ)に規定する基準に係るものにあっては、３１０，０００円） (ｶ) 床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　７７０，０００円（(ｱ)に規定する基準に係るものにあっては、３７０，０００円） (ｷ) 床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　８７０，０００円（(ｱ)に規定する基準に係るものにあっては、４４０，０００円）			る基準に係るものにあっては、３１０，０００円） (ｵ) 床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　７７０，０００円（(ｱ)に規定する基準に係るものにあっては、３７０，０００円） (ｶ) 床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　８７０，０００円（(ｱ)に規定する基準に係るものにあっては、４４０，０００円）	
１６１　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第４１条第１項の規定に基づく建築物（同法第３４条第１項の認定を受けた同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅　４，７００円 (2) 一戸建ての住宅以外の建築物　次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を		１６１　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３６条第１項の規定に基づく建築物（同法第２９条第１項の認定を受けた同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅　４，７００円 (2) 一戸建ての住宅以外の建築物　次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を	

計画若しくは同法第２条第１条第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた計画若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第５３条第１項の認定を受けた同項に規定する低炭素建築物新築等計画に基づき建築が行われた建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた住宅若しくは登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に限る。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

合計した金額

ア　住宅部分　次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　９，４００円

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　２０，０００円

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　４５，０００円

(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上の建築物　８１，０００円

イ　非住宅部分　次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　９，４００円

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満の建築物　１６，０００円

(ｳ) 床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　２７，０００円

計画、同法第２条第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた計画若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第５３条第１項の認定を受けた同項に規定する低炭素建築物新築等計画に基づき建築が行われた建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた住宅若しくは登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に限る。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

合計した金額

ア　住宅部分　次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　９，４００円

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　２０，０００円

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　４５，０００円

(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上の建築物　８１，０００円

イ　非住宅部分　次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ｱ) 床面積の合計が３００平方メートル未満の建築物　９，４００円

(ｲ) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物　２７，０００円

(ｳ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　８０，０００円

	(ｴ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の建築物　８０，０００円 (ｵ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の建築物　１３０，０００円 (ｶ) 床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　１６０，０００円 (ｷ) 床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　２００，０００円	
略	略	

備考　略

	(ｴ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満の建築物　１３０，０００円 (ｵ) 床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満の建築物　１６０，０００円 (ｶ) 床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の建築物　２００，０００円	
略	略	

備考　略

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

（手数料）

第二百二十七条　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条　分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2　分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3　詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

○都市の低炭素化の促進に関する法律（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第４号）の規定による改正後のもの）

（低炭素建築物新築等計画の認定）

第五十三条　市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物の新築又は建築物の低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備その他の政令で定める建築設備（以下この項において「空気調和設備等」という。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「低炭素化のための建築物の新築等」という。）をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）を作成し、所管行政庁（建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。以下同じ。）の認定を申請することができる。

2　低炭素建築物新築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　建築物の位置

二　建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積

三　低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

四　その他国土交通省令で定める事項

（低炭素建築物新築等計画の認定基準等）

第五十四条　所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一　当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。

二　低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。

三　前条第二項第三号の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。

2　前条第一項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請

に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知し、当該低炭素建築物新築等計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

3　前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知しなければならない。

4　建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

5　所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画は、同法第六条第一項の確認済証の交付があったものとみなす。

6　所管行政庁は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十四項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。

7　建築基準法第十二条第八項及び第九項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十四項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

8　低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による申出があった場合を除き、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

9　低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十九条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

（低炭素建築物新築等計画の変更）

第五十五条　前条第一項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2　前条の規定は、前項の認定について準用する。

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第４号）の規定による改正後のもの）

（建築物エネルギー消費性能適合性判定）

第十二条　建築主は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下同じ。）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。第五項及び第六項において同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）を受けなければならない。

2　建築主は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときは、所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。

3　所管行政庁は、前二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合にお

いては、その提出を受けた日から十四日以内に、当該提出に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該提出者に交付しなければならない。

4　所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該提出者に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、二十八日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該提出者に交付しなければならない。

5　所管行政庁は、第三項の場合において、建築物エネルギー消費性能確保計画の記載によっては当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定によりその期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に当該提出者に交付しなければならない。

6　建築主は、第三項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。）である場合においては、当該特定建築行為に係る建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認をする建築主事又は指定確認検査機関（同法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。第八項において同じ。）に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該特定建築行為に係る建築物の計画（同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画をいう。次項及び第八項において同じ。）について同法第六条第七項又は第六条の二第四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

7　建築主は、前項の場合において、特定建築行為に係る建築物の計画が建築基準法第六条第一項の規定による建築主事の確認に係るものであるときは、同条第四項の期間（同条第六項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）の末日の三日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない。

8　建築主事は、建築基準法第六条第一項の規定による確認の申請書を受理した場合において、指定確認検査機関は、同法第六条の二第一項の規定による確認の申請を受けた場合において、建築物の計画が特定建築行為に係るものであるときは、建築主から第六項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認をすることができる。

9　建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類及び第三項から第五項までの通知書の様式は、国土交通省令で定める。

（国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例）

第十三条　国、都道府県又は建築主事を置く市町村（以下「国等」という。）の機関の長が行う特定建築行為については、前条の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第九項までの規定に定めるところによる。

2　国等の機関の長は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。

3　国等の機関の長は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知しなければならない。この場合において、当該変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときは、所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。

4　所管行政庁は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から十四日以内に、当該通知に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

5　所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に同項の通

知書を交付することができない合理的な理由があるときは、二十八日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

6　所管行政庁は、第四項の場合において、第二項又は第三項の規定による通知の記載によっては当該建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第四項の期間（前項の規定によりその期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

7　国等の機関の長は、第四項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書である場合においては、当該特定建築行為に係る建築基準法第十八条第三項の規定による審査をする建築主事に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該特定建築行為に係る建築物の計画（同条第二項の規定による通知に係る建築物の計画をいう。第九項において同じ。）について同条第十四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

8　国等の機関の長は、前項の場合において、建築基準法第十八条第三項の期間（同条第十三項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）の末日の三日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない。

9　建築主事は、建築基準法第十八条第三項の場合において、建築物の計画が特定建築行為に係るものであるときは、当該通知をした国等の機関の長から第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同条第三項の確認済証を交付することができる。

議案第２１号

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について

１　提案の理由

食品衛生法の改正に伴い、所要の規定を整備し、及び手数料の額を改めるとともに、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定に伴い、農林水産物又は食品に関する輸出証明書の発行等の審査について手数料を徴収するため提案する。

２　根拠法規

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２８条第１項

３　条例の概要

(1) 食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査に係る手数料について、その区分を改め、及びその一部の金額を引き上げることとした。（別表第１関係）

(2) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第５７号）の規定に基づく農林水産物又は食品に係る輸出証明書の発行等の申請に対する審査に係る事務及び手数料の金額を定めることとした。（別表第１関係）

(3) この条例は、令和３年６月１日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

別表第１（第２条関係）

手数料を徴収する事務	金額	摘要
略	略	略
５　食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第５５条第１項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査（次項に規定する場合におけるものを除く。）	次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　次に掲げる営業（次項において「飲食店営業等」という。）　１６，０００円 ア　飲食店営業 イ　水産製品製造業 ウ　みそ又はしょうゆ製造業 エ　酒類製造業 (2)　次に掲げる営業（次項において「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業等」という。）　９，６００円 ア　調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 イ　食肉販売業 ウ　魚介類販売業 エ　集乳業 (3)　次に掲げる営業（次項において「魚介類競り売り営業等	

改正前

別表第１（第２条関係）

手数料を徴収する事務	金額	摘要
略	略	略
５　食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第５２条第１項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査（次項に規定する場合におけるものを除く。）	次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　次に掲げる営業（次項において「飲食店営業等」という。）　１６，０６０円 ア　飲食店営業 イ　魚肉ねり製品製造業 ウ　みそ製造業 エ　醤油製造業 オ　ソース類製造業 カ　酒類製造業 (2)　次に掲げる営業（次項において「喫茶店営業等」という。）　９，６６０円 ア　喫茶店営業 イ　集乳業 ウ　乳類販売業 エ　食肉販売業 オ　魚介類販売業 (3)　次に掲げる営業（次項において「菓子製造業等」という。）　１４，０６０円 ア　菓子製造業 イ　あん類製造業	

	ウ　アイスクリーム類製造業 エ　乳酸菌飲料製造業 オ　氷雪販売業 カ　豆腐製造業 キ　納豆製造業 ク　めん類製造業 (4)　次に掲げる営業（次項において「乳処理業等」という。）　２１，０６０円 ア　乳処理業 イ　特別牛乳搾取処理業 ウ　乳製品製造業 エ　食肉処理業 オ　食肉製品製造業 カ　魚介類せり売営業 キ　食品の冷凍又は冷蔵業 ク　食品の放射線照射業 ケ　清涼飲料水製造業 コ　氷雪製造業 サ　食用油脂製造業 シ　マーガリン又はショートニング製造業 ス　そうざい製造業 セ　缶詰又は瓶詰食品製造業 ソ　添加物製造業	
６　食品衛生法第５２条第１項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査（同項の許可	次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　飲食店営業等　８，０３０円	

	」という。）　２１，０００円 ア　魚介類競り売り営業 イ　乳処理業 ウ　特別牛乳搾取処理業 エ　食肉処理業 オ　食品の放射線照射業 カ　乳製品製造業 キ　清涼飲料水製造業 ク　食肉製品製造業 ケ　氷雪製造業 コ　食用油脂製造業 サ　そうざい製造業 シ　複合型そうざい製造業 ス　冷凍食品製造業 セ　複合型冷凍食品製造業 ソ　密封包装食品製造業 タ　添加物製造業 (4)　次に掲げる営業（次項において「菓子製造業等」という。）　１４，０００円 ア　菓子製造業 イ　アイスクリーム類製造業 ウ　液卵製造業 エ　豆腐製造業 オ　納豆製造業 カ　麺類製造業 キ　漬物製造業 ク　食品の小分け業	
６　食品衛生法第５５条第１項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査（同項の許可	次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　飲食店営業等　１２，０００円	

の有効期間（５月を超えるものに限る。）の満了に際し引き続き同一の営業に係る同項の許可を受けようとする場合及び５月を超えない期間を付した同項の許可を受けようとする場合におけるものに限る。）	(2) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業等　７，２００円 (3) 魚介類競り売り営業等　１５，７５０円 (4) 菓子製造業等　１０，５００円	
略	略	
１６１　略	略	
１６２　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第５７号）第１５条第２項の規定に基づく農林水産物又は食品に係る輸出証明書の発行の申請に対する審査	８７０円	
１６３　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第１７条第２項の規定に基づく施設認定農林水産物等の適合施設の認定の申請に対する審査	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 現地調査を行う場合　２０，９００円 (2) (1) 以外の場合　１０，４００円	
１６４　略	略	

の有効期間（５月を超えるものに限る。）の満了に際し引き続き同一の営業に係る同項の許可を受けようとする場合及び５月を超えない期間を付した同項の許可を受けようとする場合におけるものに限る。）	(2) 喫茶店営業等　４，８３０円 (3) 菓子製造業等　７，０３０円 (4) 乳処理業等　１０，５３０円	
略	略	
１６１　略	略	
１６２　略	略	

１６３　略	略	
１６４　略	略	
１６５　魚介類行商等に関する条例（昭和４１年神奈川県条例第４２号）第３条第１項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査（次項に規定する場合におけるものを除く。）	次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　魚介類行商又は発酵乳等販売業　４，９６０円 (2)　魚介類加工業　６，５６０円	
１６６　魚介類行商等に関する条例第３条第１項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査（同項の許可の有効期間（５月を超えるものに限る。）の満了に際し引き続き同一の営業に係る同項の許可を受けようとする場合及び５月を超えない期間を付した同項の許可を受けようとする場合におけるものに限る。）	次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　魚介類行商又は発酵乳等販売業　２，５００円 (2)　魚介類加工業　３，３００円	
略	略	略

備考　略

１６５　略	略	
１６６　略	略	
略	略	略

備考　略

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

（手数料）

第二百二十七条　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条　分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2　分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3　詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

○食品衛生法（食品衛生法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第４６号）の規定による改正後のもの）

第五十四条　都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第五十五条　前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

②　前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一　この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二　第五十九条から第六十一条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

③　都道府県知事は、第一項の許可に五年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

（輸出証明書の発行）

第十五条　主務大臣は、輸出先国の政府機関から、輸入条件が定められている農林水産物又は食品について、主務大臣が輸出証明書（農林水産物又は食品が輸出先国の輸入条件に適合していることを示す証明書をいう。以下この条及び第三十八条において同じ。）を発行するよう求められている場合であって、当該農林水産物又は食品の輸出を行う事業者から申請があったときは、主務省令で定めるところにより、輸出証明書を発行することができる。

2　都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）は、輸出先国の政府機関から、輸入条件が定められている農林水産物又は食品について、都道府県知事等が輸出証明書を発行するよう求められている場合であって、当該農林水産物又は食品の輸出を行う事業者から申請があったときは、主務省令で定めるところにより、当該都道府県知事等が管轄する区域内において生産され、製造され、加工され、又は流通する農林水産物又は食品に係る輸出証明書を発行することができる。

3　第一項の規定により主務大臣から輸出証明書の発行を受けようとする者は、実費を超えない範囲内において政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

（適合施設の認定）

第十七条　主務大臣は、輸出先国の政府機関から、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が講じられていることその他の輸出先国の政府機関が定める要件（以下この条において「認定要件」という。）に適合する施設（以下「適合施設」という。）において生産され、製造され、加工され、又は流通することが輸入条件として定められている農林水産物又は食品として主務省令で定めるもの（以下「施設認定農林水産物等」という。）について、主務大臣が適合施設を認定するよう求められている場合であって、施設認定農林水産物等に係る施設の設置者又は管理者（以下この条及び第三十八条において「設置者等」という。）から申請があったときは、主務省令で定めるところにより、施設認定農林水産物等の適合施設を認定することができる。

2　都道府県知事等は、輸出先国の政府機関から、施設認定農林水産物等について、都道府県知事等が適合施設を認定するよう求められている場合であって、当該都道府県知事等が管轄する区域内に所在する施設認定農林水産物等に係る施設の設置者等から申請があったときは、主務省令で定めるところにより、施設認定農林水産物等の適合施設を認定することができる。

3　登録認定機関は、輸出先国の政府機関から、施設認定農林水産物等について、登録認定機関が適合施設を認定するよう求められている場合であって、施設認定農林水産物等に係る施設の設置者等から申請があったときは、主務省令で定めるところにより、施設認定農林水産物等の適合施設を認定することができる。

4　主務大臣、都道府県知事等又は登録認定機関は、前三項の規定により適合施設を認定したときは、主務省令で定めるところにより、定期的に、当該適合施設が認定要件に適合していることを確認するものとする。

5　主務大臣、都道府県知事等又は登録認定機関は、第一項から第三項までの規定により自らが認定した適合施設について、前項の規定による確認の結果、認定要件に適合しなくなったと認めるときは、当該適合施設の設置者等に対し、これを改善すべきことを求め、及びその求めによってもなお改善されないときは、その認定を取り消すものとする。

6　都道府県知事等又は登録認定機関は、第二項若しくは第三項の規定により適合施設を認定し、又は前項の規定により認定を取り消したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

7　主務大臣は、第一項の規定により認定した適合施設（第五項の規定により認定を取り消した場合にあっては、当該取消しに係る施設を含む。以下この項において同じ。）の情報及び前項（第三十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けた適合施設の情報を取りまとめ、公表しなければならない。

8　第一項の規定により主務大臣から施設の認定を受けようとする設置者等は、実費を超えない範囲内において政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

○食品衛生法施行令（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第１２３号）の規定による改正前のもの）

（営業の指定）

第三十五条　法第五十一条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

一　飲食店営業

二　喫茶店営業

三　菓子製造業（パン製造業を含む。）

四　あん類製造業

五　アイスクリーム類製造業（アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業をいう。）

六　乳処理業（牛乳（脱脂乳その他牛乳に類似する外観を有する乳飲料を含む。）又は山羊乳を処

理し、又は製造する営業をいう。）
七　特別牛乳搾取処理業（牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によつて、これを厚生労働省令で定める成分規格を有する牛乳に処理する営業をいう。）
八　乳製品製造業（粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズその他乳を主要原料とする食品（牛乳に類似する外観を有する乳飲料を除く。）を製造する営業をいう。）
九　集乳業（生牛乳又は生山羊乳を集荷し、これを保存する営業をいう。）
十　乳類販売業（直接飲用に供される牛乳、山羊乳若しくは乳飲料（保存性のある容器に入れ、摂氏百十五度以上で十五分間以上加熱殺菌したものを除く。）又は乳を主要原料とするクリームを販売する営業をいう。）
十一　食肉処理業（食用に供する目的で食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第一号に規定する食鳥以外の鳥若しくはと畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第一項に規定する獣畜以外の獣畜をとさつし、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業をいう。）
十二　食肉販売業
十三　食肉製品製造業（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものを製造する営業をいう。）
十四　魚介類販売業（店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売する営業及び次号に該当する営業を除く。）
十五　魚介類競り売り営業（鮮魚介類を魚介類市場において競りの方法で販売する営業をいう。）
十六　魚肉練り製品製造業（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを製造する営業を含む。）
十七　食品の冷凍又は冷蔵業
十八　食品の放射線照射業
十九　清涼飲料水製造業
二十　乳酸菌飲料製造業
二十一　氷雪製造業
二十二　氷雪販売業
二十三　食用油脂製造業
二十四　マーガリン又はショートニング製造業
二十五　みそ製造業
二十六　しょうゆ製造業
二十七　ソース類製造業（ウスターソース、果実ソース、果実ピューレー、ケチャップ又はマヨネーズを製造する営業をいう。）
二十八　酒類製造業
二十九　豆腐製造業
三十　納豆製造業
三十一　麺類製造業
三十二　そうざい製造業（通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む。）、焼物（いため物を含む。）、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業をいい、第十三号、第十六号又は第二十九号に該当する営業を除く。）
三十三　缶詰又は瓶詰食品製造業（前各号に該当する営業を除く。）
三十四　添加物製造業（法第十三条第一項の規定により規格が定められた添加物を製造する営業をいう。）

○魚介類行商等に関する条例（魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例（令和２年神奈川県条例第４２号）の規定による改正前のもの）

（営業の許可）
第３条　魚介類行商、魚介類加工業又は発酵乳等販売業（以下「営業」という。）を営もうとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、食品衛生法第５２

条の規定により乳類販売業の許可を受けている者が当該乳類販売業の施設及び設備を使用して発酵乳等販売業を営もうとする場合は、この限りでない。

2　知事は、魚介類行商にあつては鮮魚介類等を保管し、又は処理する施設（以下「取扱所」という。）及び設備並びに魚介類行商に使用する容器具（運搬の用具を含む。以下同じ。）について、魚介類加工業及び発酵乳等販売業にあつては食品の取扱い、給水及び汚物処理の施設及び設備について、規則で公衆衛生上必要な基準を定めなければならない。

3　第１項の場合において、知事は、その施設、設備及び容器具が前項に規定する基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。ただし、営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、第１項の許可を与えないことができる。

(1) 食品衛生法若しくは同法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して２年を経過しない者

(2) 食品衛生法第５５条若しくは第５６条又は第１２条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者

(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前２号のいずれかに該当する者があるもの

4　第１項の許可は、許可証を交付して行う。

5　第１項の許可の有効期間は、５年を下らない期間（許可を受けようとする者が、５年未満の期間を付して申請する場合は、その期間を超えない期間）で別に知事が定める。

（手数料）

第５条　知事は、第３条第１項の許可を受けようとする者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 魚介類行商　４，９６０円

(2) 魚介類加工業　６，５６０円

(3) 発酵乳等販売業　４，９６０円

2　前項の規定にかかわらず、現に第３条第１項の許可を受けている者が当該許可の有効期間（有効期間が５月を超える場合に限る。）の満了に際し引き続き同一の営業に係る同項の許可を受けようとする場合及び同項の許可を受けようとする者が５月を超えない期間を付して申請する場合における手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 魚介類行商　２，５００円

(2) 魚介類加工業　３，３００円

(3) 発酵乳等販売業　２，５００円

○魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和３年６月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に営まれている第１条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例（以下「旧条例」という。）第２条第１項の魚介類行商、同条第２項の魚介類加工業（魚介類を食品に加工するものを除く。）及び同条第３項の発酵乳等販売業の営業で、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第４６号）第２条の規定による改正後の食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号。以下「新法」という。）第５７条第１項の規定による届出をしていないものについては、旧条例の規定は、令和３年１１月３０日までは、なおその効力を有する。

3　この条例の施行の際現に営まれている旧条例第２条第２項の魚介類加工業（魚介類を食品に加工するものに限る。）の営業で、新法第５５条第１項の許可を受けていないものについては、旧条例の規定は、令和６年５月３１日までは、なおその効力を有する。

4　この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第２２号

茅ヶ崎市証紙条例の一部を改正する条例について

１　提案の理由

茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の改正により一般家庭等から排出される大型ごみ等の一般廃棄物処理手数料の額が引き上げられたことに伴い、証紙の種類を改める等のため提案する。

２　根拠法規

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２第１項

３　条例の概要

(1) 証紙の種類を７００円とすることとした。（第３条関係）

(2) 所要の規定を整備することとした。（別表関係）

(3) この条例は、令和４年４月１日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市証紙条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　　正　　後	改　　正　　前
（証紙の種類及び形式） 第３条　証紙の種類は、７００円とする。 ２　略 別表（第２条関係）	（証紙の種類及び形式） 第３条　証紙の種類は、５００円とする。 ２　略 別表（第２条関係）

名　　称	略
一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので市が戸別に収集するものに係る一般廃棄物処理手数料	略

名　　称	略
一般家庭及びこれに準ずるものから臨時に排出されるもので市が戸別に収集するものに係る一般廃棄物処理手数料	略

茅ヶ崎市証紙条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

（証紙による収入の方法等）

第二百三十一条の二　普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。

2　証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもつて歳入とする。

3　証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入は、第二百三十五条の規定により金融機関が指定されている場合においては、政令の定めるところにより、口座振替の方法により、又は証券をもつて納付することができる。

4　前項の規定により納付された証券を支払の提示期間内又は有効期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があつたときは、当該歳入は、はじめから納付がなかつたものとみなす。この場合における当該証券の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

5　証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入については、第二百三十五条の規定により金融機関を指定していない市町村においては、政令の定めるところにより、納入義務者から証券の提供を受け、その証券の取立て及びその取り立てた金銭による納付の委託を受けることができる。

6　普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定をした者（以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。）が交付し又は付与する政令で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。

7　前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。